

元代カラホト文書解読（2）

古松 崇志（京都大学人文科学研究所）

本稿は『オアシス地域研究会報』第一巻第一号（総合地球環境学研究所オアシスプロジェクト研究会、2001年9月）に掲載した「元代カラホト文書解読（1）」の続編で、2002年4月10日、8月13日、11月7日、12月17日、2003年1月20日の五度にわたり総合地球環境学研究所・オアシスプロジェクト研究会において筆者が担当して会読・議論を行ったものを基礎に作成されたものである。今回は李逸友編著『黒城出土文書（漢文文書巻）』（北京：科学出版社、1991年）下篇、「農牧類」の後半部分（pp.102・106）を紹介していく。前稿に引き続き、文書研究のさいに手続きとして必要不可欠な現物あるいは写真による精査を行うことができず、誤りも多く不完全な『黒城出土文書（漢文文書巻）』録文に頼らざるを得ない。この限られた条件下での文書の「解読」ははなはだ心許なく、限界のあることを重ねてあらかじめお断りしておきたい。

ただし今回取りあげる総管府架閣庫と考えられる建物跡（架閣庫とは官庁に設けられた文書庫をいう。内蒙古文物考古研究所によって F116 の番号がつけられた文書がここから発見されたものである）より発見された「提調農桑文卷」（『黒城出土文書（漢文文書巻）』による分類）のうち、F116:W115 と F116:W528 の二つの長大な文書については、中国歴代の記録より天災・飢饉の救済のためのさまざまな施策を集成して、元代中国で行われた施策を加えてまとめた同時代の典籍文献『救荒活民類要』（張光大編）によって、文書の残欠部分を相当正確に復原することができる。これについては、研究会での会読を終えて以後に、大谷大学の井黒忍氏より示教を得た。『救荒活民類要』およびそこに反映されるモンゴル時代の救荒政策や農業政策については、現在井黒氏が研究を進行中であり、本書にはその一環をなす『救荒活民類要』に見るモンゴル時代の区田法—カラホト文書解読の参考資料として」（以下本書井黒論文と略称）が載せられている。本稿とあわせて参照されたい。本稿での文書の復原作業は、この『救荒活民類要』を利用した部分が多く、北京図書館蔵元刊残本にしか残っていない部分もある（『救荒活民類要』の刊本については本書井黒論文 p.27 参照）。北京図書館蔵元刊残本のみ部分については、井黒氏が北京で調査されたテキストの文字転写（本書井黒論文史料Ⅲ）を利用させていただいたこと、ここに深謝したい。

前稿同様、体裁は以下のようなものである。

- ・訂正した原文（一部文書の体裁復原が可能なものについては、縦書復原図を作成した）
- ・現代語訳

- ・語注、復原案に関する注記
- ・全体の要約および問題点

原文の凡例

□=一字欠字

■=二字以上欠字

△=朱紅色の官印

※=墨色の官印

+ =署名の花押

陸、農牧類

二、提調農桑文卷

1、F116:W300

(竹紙、残片、行書)

① (145×715mm)

※

■承准

甘?*肅?*等?*處?*行?*中?*書?*省?*筭?*付?*(1)■云云(2)、承此。照
得*、■

■馳驛前來、亦爲此事。

■同爲先、以牒文彩畫(3)

■候?*牒?*文到路(4)、至日依上施行。

■

■河*西*隴*北*道*肅*政*廉*訪司(5)照驗去訖。

■

■路*達*魯*花*赤亦老温中順(6)

■如*今抄寫依樣圖本(7)

■合*行*移關、請

照*驗*(8)、■用*心*提調、務要依上施行、

■廢*、先*具依准(9)、希

■施行

■總府除已移

關*■在*路*達魯花赤亦老温中

順*■如*今抄寫依様圖本

■合下仰照驗、專一教誘

■務要依上施行。毋

■廢、先具依准、呈

■施行。

② (113×633mm)

司吏李子榮+

提*控*案*牘*兼*照磨承*發架閣李仲義+

知 事常其麟+

経 歴(10)

※※

+++

△

①

受け取った甘肅等處行中書省筋付に……云々。承此（筋付引用の結びを示す）。さて、……
駅伝に乗ってやって来たのは、やはりこのことのためである。……ともに優先して、牒文
の彩色の絵でもって(?)……牒文が路総管府に到着するのを待つて(?)、期日に至ったら以上
の通り施行せよ。……河西隴北道肅政廉訪司が検討し終わった。……路ダルガチ亦老温中
順大夫は、……今は手本となる図を書き写し、……まさに関を送るべきものであり、検討
の上、……きちんと取り仕切り、以上の通り施行されたい。……廃することがないように
せよ。先に従ってとりおこなうとの文書を具え、こいねがわくは……施行せよ。……総管
府はすでに関を送ったほかに、……路総管府ダルガチ亦老温中順大夫は……今は手本とな
る図を書き写し、……ただちに仰せて検討し、もっぱら…を教誘し、……以上の通り施行
されたい。…して廃することがないようにせよ。先に従ってとりおこなうとの文書を具え、
呈文を送って……施行せよ。

②

司吏李子榮+

提控案牘兼照磨承*發架閣李仲義+

知 事常其麟+

経 歴(10)

(1)承准甘肅等處行中書省劄付：

文書を受け取ることを意味する。文書中に文書を引用するときに用いられる場合が多い。ここでは次行に見える「承此」が、一般に下向文書（上級官庁が統轄する下級官庁に対して送る命令文書）を引用した際にその結びを指し示す文言であることから、この後残欠した次行の冒頭に「甘肅等處行中書省劄付」を補うことが可能か。ただ、後に出てくる肅政廉訪司からエチナ路総管府に宛てた文書（牒）の中に引用された文書だとすれば、河西隴北道肅政廉訪司に宛てた「御史臺劄付」「陝西行御史臺劄付」である可能性も排除できない。

(2)云云：

文書の中に先行する文書の文言を引用する場合にその内容を省略する際に用いる。

(3)牒文彩畫：

「牒文」は同格の統属関係のない官庁間でやり取りされる文書。亦集乃路総管府がかかわる文書の場合では、河西隴北道肅政廉訪司より亦集乃路総管府に送られたものと考えられる。「牒文彩畫」とは未詳だが、「牒」文書に添付された図画のことであり、「彩」とあるから色が付けられていたことが分かる。恐らく何らかの農法をヴィジュアルに分かりやすく図化して説明するものであったと考えられる。

(4)候牒文到路：

前行に従い「牒文」と復原し、後ろの「至日依上施行」とある文言より、「候」（漢文では「待つ」の意）という字を補ってみた。「到路」とは路総管府に文書がとどくことをいう。

(5)河西隴北道肅政廉訪司：

原文「訪司」とあって、明らかに御史臺に属する地方の監察機関肅政廉訪司である。亦集乃路の地域を管轄するのは河西隴北道肅政廉訪司であり、字を補った。

(6)亦集乃路達魯赤亦老温中順：

達魯花赤（ダルガチ dargha～darghaci）はもともと代官、目付を意味し、元代には地方官庁の長官として置かれた。中順は中順大夫のことで、文官の位階（ランク）で正四品をあらわす。「亦老温」については、F125:W35(『黒城出土文書（漢文文書巻）』P.122)にみえ、それによれば至順三年（1332年）にエチナ路ダルガチに着任したことが確認され、この文書のおおよその時期の推定が可能となる。ダルガチは路総管府で勸農（農業振興）をつかさどる。官名にも「兼勸農事」（勸農の職務を兼任する）が含まれる。これについての規定は、『元典章』卷一一（一葉裏）吏部五、職制、兼勸農事署銜参照。

(7)今抄寫依様圖本：

この「圖本」とは何かの農法（栽桑、区田など）について図化したものであろう。「依様

圖本」とは、ある農法において手本（サンプル）となる図ということであろう。

(8)合行移關、請照驗：

「関」という文書の結びの定型句であり、字句を補った。『翰墨全書』平関首末式参照。この「関」文書は前に路総管府ダルガチの亦老温の名が見えることから、エチナ路総管府からダルガチの亦老温へ「関」文書を送った可能性がある。「関」文書については前稿（『オアシス地域研究会報』第一巻第一号、2001年）P.38注(2)を参照。

(9)廢先具依准：

原文では「發此」となっている二字は後文 21 行目に出てくる字に従い「廢先」と改めた。「具依准」とは、「具依准文状」と同じで、上級機関からの命令文書に対し、「そのとおりに致します（依准する）」、すなわち命令を了解した、ということ報告する文書。『元典章』などには「具依准文状呈省（依准の文状をそなえ省（中書省や行中書省）に呈文を送る）」「具依准文状申臺（依准の文状をそなえ臺（御史臺や行御史臺）に申文を送る）」といった事例がみられ、必ず直属する下級機関から上級機関へと送られるものである。

(10)司吏李子榮・提控案牘兼照磨承發架閣李仲義・知事常其麟・経歴：

司吏は路総管府に置かれる文書係。彼らが役所における文書作成などの事務仕事を行う実働部隊であり、六つの房（デスク）に分かれて配属された。人事や儀礼などをつかさどる吏礼房、戸籍をつかさどる戸房、税金をつかさどる錢糧房、裁判をつかさどる刑房、駅伝や土木工事などをつかさどる兵工房、司吏に関わる司吏房からなる。元統二年（一三三四年）の日付を含む Y1:W30 文書（『黒城出土文書』P.94）によれば、「在路府吏」（エチナ路総管府にいる吏、すなわち司吏を指す）として十二人の名前が列挙され、その人数が知られる。彼らは官としての位階、品階（官品）を持たない「吏」であり、「官」とは厳然たる区別があった。この文書の作成者が司吏の李子榮であることが分かる。次の提控案牘兼照磨承發架閣、知事、経歴は、いずれも官と吏の間に立つ首領官（事務長）の官名である。この文書よりエチナ路総管府ではいずれも一名ずつ、合計三名の首領官が置かれていたことが分かる。路総管府では、経歴（従七品）が首領官でトップに立ち、役所の文書事務の総責任者である。その補佐役が知事（従八品）である。そしてその下が提控案牘兼照磨承發架閣（従九品）である。提控案牘とは文書類を管轄することを、照磨とは文書のチェックを、承發とは文書の受け取りおよび発信を、架閣とは文書の保管をそれぞれ意味する。すなわち、文書全般を取り扱う実務をつかさどる役職であることが分かる。この文書では文書作成の責任者として、三人の首領官の名とその花押が並べて書き付けられている。言うまでもなく、文書末尾に書きしるされている人物のほうが高位である。『黒城出土文書』は「照磨兼發架閣」とするが、「兼」は明らかに「承」を誤って転写したもの。至順元

年（1330年）の日付を持つF270:W11（『黒城出土文書（漢文文書巻）』P.110）に「提控案牘兼照磨承發架閣李仲義」「知事常菩麟」がみえ、本文書のおおよその作成時期が判明する。

この文書は①②と二つの部分に分けて示すように、二つに断裂して残るようである。上の注(6)および(10)において述べたように、ダルガチの亦老温と末尾の首領官の名がそれぞれ至順三年（1332年）、至順元年（1330年）の日付を持つ別の文書に見えており、日付を持たない本文書のおおよその年代を考えるうえで有効である。全体にわたって残欠が著しいため具体的な文書の動きや記された内容について十分に理解することができないが、「抄寫依様圖本」や「專一教誘」などの文言などより、何らかの農業技術を図化し、農業技術の指導を指令した文書であると考えられる。そして、行中書省や肅政廉訪司からの指示や監督を受けつつ、エチナ路総管府でそうした農業技術指導の施策を実施していくことを記した文書と考えられる。末尾に路総管府の吏人と首領官の名と花押が記されているから、エチナ路総管府で作成された文書であることは疑いない。ただ、宛先をどこと考えればよいかについては成案がない。

前稿（『オアシス地域研究会報』第1巻第1号、P.41）で述べたように農政全般も担当する地方に置かれた監察機構肅政廉訪司の名がみえることも、農政との関わりよりすれば看過できない。上の注(6)で述べたように、勸農官を兼任するその肩書通りに、ダルガチが路総管府での農政を主導していることも判明する。断裂した文書末尾の司吏と首領官の名が列せられている点は、彼らが文書作成にあたったことを示す実例として貴重である。また、末尾に墨印・朱印が捺されていることは、この文書が写しではなく、実際に施行された公式文書であることを示す。F116は総管府の文書庫（架閣庫）があった場所から発見された文書であり、保管された公式文書であったことが分かる。

2、F116:W140

（竹紙、残、行草書、118×1040mm）

- 肅*政*廉*訪*司差人賚*差*到*(1)
- 依?*様(2)、已行各處、委勸
- 農*正*官*(3)■依*上施行、毋致墮
- 壞?*（損?）■未曾回報、仰
- 依*已行事理施*行*。
- 呈?准此(4)。照得、
- 抄?*寫?*到區田圖本(5)

■至日依上施行。

■

呈(6)

■肅*政*廉訪司、照驗施行。

■須*至*呈者(6)。

■

■總管府

■肅*政*廉*訪司。合行

■

△?

□□□年*□月* □吏李 案呈(7)

※

……肅政廉訪司が人を遣わして……を送り、……のサンプルを……、すでに各所に文書を下し、勸農の正官に委ねて……以上の通り施行し、……を台無しにすることがないようにせよ。……いままで返答の報告をせず、……におおせて……すでに下した事理に従って施行せよ。……准此（文書引用結び文言）。さて調べたところ、……区田の図を書き写し、……期日に至ったら以上の通り施行せよ。……（戸房が？）呈を送って……肅政廉訪司は……検討の上施行せよ。……呈文書を送るべきものである（呈文書結び文言）。……總管府……肅政廉訪司……まさに……年……月 吏李案呈す。

(1)肅政廉訪司差人賚差到：

「差人」の「人」は官ではなく吏人であって、品階を持つ「官」であれば「人」と記されることはない（『元典章』新集兵部、駅、站官就便烙馬に「各道各路正官親行整點、不許泛濫差人、公私擾害。」とある記述がそれを明証する）。「賚差」では読めず、何らかの誤りがあると想定せざるを得ない。さしあたり、肅政廉訪司から人を派遣して何かを送る、という意味に解釈しておく。

(2)依様：

サンプルのこと。F116:W300に前出、注(7)を参照のこと。

(3)勸農正官：

勸農正官とは、地方政府（路府州県など）のダルガチ・長官など、勸農の職務を兼職す

る官を指す。

(4)准此：

文書中において、「咨」などの文書を引用したとき、引用した内容がここまでであることを示す結び文言。この前にみえる「呈」字は解しがたい。

(5)區田圖本：

區田とは田地を区切って作物を植え、作物を植えた場所だけに水や肥料を集中投下する集約農法で、華北の乾燥した土地において採用され、漢代以来の伝統を持つ。「図本」とは図のことで、ここでは區田の技術を図化したものを指す。區田農法を可視的に分かるように図化した「區田図本」の現物が『黒城出土文書』p.104の図陸・1F116:W534であると考えられ、區田の詳細については、本書井黒論文「1、區田法に関して」と附録の参考資料を参照されたい。

(6)呈：

この呈がどこからどこへと送られた呈なのか、判然としない。路総管府で農桑のことをつかさどる「戸房」より路総管府へとおくられた呈である可能性がある。そうすると、前の行の残欠部分冒頭に「戸房」の字があったはずである。

(7)須至呈者：

下級機関より上級機関へ送る文書「呈」の結び文言。「呈」文書の書式体例については『翰墨全書』公牘諸式参照。ただ呈文書の定型では、この結び文言の後に「右謹具呈」と大字で記され、その後に文書作成日、発給者が記されるはずだが、ここではみえない。残欠があるためであろうか。また、この部分の後ろに「總管府／肅政廉訪司」が出てくるのも解しがたい。後考を待ちたい。

(8)□吏李 案呈：

吏は前述の通り、路総管府では司吏であり、□には「司」が補えるかもしれない。ここでは「李案」を人名と解しておく。文書末尾において、司吏が呈文を送るというスタイルになっていることより、この文書がエチナ路総管府の戸房から総管府に送られた「呈」文書であると考えられるべきである。とすると冒頭に「戸房呈」が記されていることになる。（「呈」字は改行）例としては Y1:W30(『黒城出土文書』P.94 および図版参)

この文書の内容は残欠が多く、完全に明らかにすることはできないが、肅政廉訪司より管轄地域に向けて吏人が派遣されて農業振興を推し進め、各地の勸農官を兼職する地方官に農業振興の職務をおろそかにしないように求める内容の文書と考えられる。「區田圖本」とあるのは重要で、區田という華北乾燥地域での集約農法の技術を図化したものが各地に

配布され、それにもとづいて、農業の現場で実施しようとしていたことが分かる。文書としては後ろの部分が残っているが、「至日依上施行」までがひとまとまりの内容と考えられる。そして「呈」部分より後ろは、注(6)に記したように、亦集乃路総管府の司吏（恐らくは戸房）から路総管府に宛てた総管府内部でやり取りされる「呈」文書の文言であると考えられる。末尾部分より、この文書が亦集乃路総管府戸房の司吏によって作成されたものであることは疑いなく、恐らくは「至日依上施行」までの部分は路総管府に送られてきた文書を写したか、あるいは抄録したものと考えられる。文書の内容よりすれば、河西隴北道肅政廉訪司から送られてきた「牒」を写したのかもしれない。

3、F116:W115

(宣紙、残、楷行書、123×1452mm)

區*園*地*一*十*畝*、南*北*長*六*十*步*、東*西*闊*四*十*步*、(1)

■圓*?園(2)一遭計二百步、打牆一

堵*二*步*、計*打*一*百*堵*(3)。■牆打一十二三板(4)、約人平(5)

■牆五堵二十的?打牆一遭(6)、若

■于中心置井一眼、栽

■無害(7)。今具栽桑區種

園*?地*(8)。■牆*圍*四*面*、計*二*百*步(9)、每二步栽地桑一窩(10)、

四*面*合*栽*桑*一*百*窩*(11)。地*中*心*栽*桑*二*行*、中間留人行

道*子*一*步*。南*北*長*六*十*步*、每*二*步*栽*桑*一*窩*、一行合

栽*桑*三*十*窩*、二*行*計*栽*桑*六*十*窩(12)。更有隔間

三*道*、每*道*東*西*栽*桑*一*行*、中間各留人行道子一步。

東*西*闊*四*十*步*、每*二*步*栽*桑*一*窩*、隔間三道、通該

栽*桑*一*百*二*十*窩*(13)。園*地*一*十*畝*、栽地桑二百八十窩(14)。第一

年*打*牆*栽*桑*、止*種*區*田*便得大濟。第二年每桑一

窩*■老*蠶三五箔(15)。第三年每桑一窩

■上。三年外、地熟桑大、可

膳*數*口*之*家*、無*貧*難*旱*澇*之*災*、子孫爲後(恒?)業。園牆・井眼・桑地

三*事*不*可*偏*廢*。(16)■示(17)

湯*有*七*年*之*旱*、伊尹教民布種區田、人戸不闕

食*(18)。但*今*人*不*知*此*法*、天旱不能布種、闕食飢荒、無

可*奈*何*(19)。今*照*到*古*人*區種法度、勸諭無力貧民、

布*粒*·功*勤*·澆*鋤*、一畝之功可敵百畝之收(20)。一園

■具(每?)地十畝內、除栽桑·人行道

子*占*地*二*畝*外*、有*八*畝*、分*作八間(21)。每間該地一畝、橫一
十*五*步*、長*一*十*六*步*、積*算*方*二百四十步、每步該五
尺*、每*一*尺*五*寸*作*一*區*、該分二千六百五十區。內隔

■一區、除空行隔區外、合種六

百*六*十*二*區*(22)。古*人*依*此*勸農、每區決收一斗、一畝可收
六*十*六*石*■八*畝約收五百石物。今*人學種(23)

■一畝也、收二十餘石、若種地八

畝*約*收*百*六*十*餘*石*(24)*■餘、在園內栽桑三百窩、

■上得葉三百餘秤(25)、每蠶

箔*■十五秤、可老蠶二十餘箔(26)。

■便有十口。衣食人事

所*資*、所*不*可*闕*。(27)■不唯種穀、若別擘*劃、

種*葱*栽*瓜*或*麻*·豆*、用*水*灌*澆、更有數倍之利(28)。別

■計之

■度

■箔、每箔約收係一斤

■兩夾桑種葛*黍(29)、每

■尺、計空一十尺、每尺

■種葛*黍三千窩、合

■

■計收穀二十石

■

■不盡

繪*圖貼說細搜羅

□識平反落韵歌

里*間人傳不愛錢

養性栽桑學種田

當*年大旱種區田

不求天雨濟飢年

今日天仙再來傳

好心不走自安然(30)

区田を行う園地（土壁で囲まれた農地）十畝は、南北の長さが六十歩（約 90m）、東西の幅が四十歩（約 60m）、周囲ひとまわりは合計二百歩（約 300m）になり、（周囲に）土壁一堵（＝土壁を数える単位）を二歩（約 3m）ごとに造り、合計して土壁百堵を造ることになる。……土壁は十二、三枚の板を重ねて、人の平…を約して（？）……土壁五堵が二十で壁一回りを造り（？）、もし……（園地の）中心に井戸を一つ設け、～を植えて……（水を汲み耕地にそそげば、旱害や水害があっても？）（作物を）そこなうことはない。今、区田を行う園地（？）に桑を植えることについて記す。……土壁のまわり四面は、合計二百歩で、二歩ごとに桑の苗木一株を植えると、四面であわせて桑百株を植ええられる。園地の中心に桑を（南北方向に）二列に植え、間には人の通路一步を残しておく。南北の長さは六十歩であり、二歩ごとに桑一株を植えると、一列にあわせて桑三十株を植え、二列では合計六十株の桑を植ええられる。さらに（東西方向の）間を隔てる道は三つあり、道ごとに東西に桑一列を植え、間にはそれぞれ人の通路一步を残しておく。東西の長さは四十歩で、二歩ごとに桑一株を植えると、間を隔てる道は三つあり、合計すると（東西には）桑百二十株を植ええられる。園地十畝では、桑の苗木二百八十株を植ええられる。一年目には土壁を造って桑を植え、区田に植えるだけで、大いに利益を得ることができる。二年目には桑一株ごとに……箔（まぶし）三～五枚分の蚕を育てることができる。三年目には桑一株ごとに……三年以上たつと、地は肥えて桑は大きく成長し、一家数人を食べさせることができるようになり、貧困および旱害・水害といったわざわいはなくなり、子孫が後々の財産とすることができる。園地の土壁、井戸、桑畑の三つのことについては、いずれ一つもおろそかにしてはならない。……

湯の時代七年間の旱害があり、伊尹が民に区田に播種することを教え、人々が食べることに事欠くことはなくなった。しかし、今の人はこのやり方を知らず、旱害になれば作物を植えることができず、食べ物不足し飢饉となり、どうしようもなくなってしまふ。今昔の人の区田のやり方に照らして、資力のない貧民に勧め教えて、種を蒔き、耕し整地をして、水を注ぎ土を鋤させれば、一畝の仕事が百畝の収穫に匹敵しう。一つの園地は……十畝の土地ごとに、そのうち、桑を植え人の通る道が二畝の土地を占めるのを除くと、それ以外に八畝あり、その土地を分割して八間とする。一間ごとは一畝の土地にあたり、横が十五歩（約 22.5m）、長さが十六歩（約 24m）、掛け合わせると二百四十歩平方となり、一步は五尺にあたるので、一尺五寸ごとに一区とすれば、二千六百五十区に分かれることになる。そのうち隔……一区を……空の列と間の区を除くと、あわせて六百六十二区に（作

物を) 植える。(昔の人はこれに従って?) 農業を奨励して、区ごとに一斗の穀物を収穫すれば、一畝では六十六石を収穫することができる。……八畝でおよそ五百石の物(穀物)を収穫する。(今の?) 人が植えることを学ばば、……一畝で二十石あまりを収穫し、もし八畝の土地に作物を植え、……余り……園内に桑三百株を植え、……上に桑の葉三百秤(2.7t) あまりが得られ、蚕の箔(まぶし)一枚ごとに……十五秤(135kg)(を必要とするので?)、箔(まぶし)二十枚あまりの蚕を育てることができる。……一戸の家族は十人いる。衣食は人に資するもので、欠くことのできないものである。……穀物を植えるだけでなく、もし別に(土地の)区分けをして、葱や瓜、麻、豆などを植え、水をそそげば、さらに数倍の利益が得られるであろう。別に……箔(まぶし)を〜し、箔(まぶし)一枚ごとにおおよそ一斤を収め……桑をはさんでコーリャンを植え、〜ごとに……〜尺、合計して空きは十尺であり、一尺ごとに……コーリャン三千株を植え、合……計って穀二十石を収穫し、……は尽きない。

図を描いて添付して説明すること、詳しく網羅し

口識は誤りを正して、韻をふんだ歌にする

村人はそれを伝えて金を惜しまずに

性を養って桑を植え、田畑に作物を植えることを学ぶ

当年大旱害が起こっても区田に植えれば

天の雨を求めなくとも、飢えを救うことができる

今日仙人がふたたびやって来て伝えれば

よき心は去らず、おのずから安らかとなる

(1)區園地一十畝、南北長六十歩、東西闊四十歩：

『救荒活民類要』区田之法(本書井黒論文史料Ⅱp.28)にこの文書と内容が相当重なる記述がある。北京図書館蔵明刊本で「註曰……」以下の部分が一字下げで刻される。その後二文字下げで「區園地一十畝……」の部分が始まり、この部分が本文書と内容がほぼ対応する。そこで、「圓園一遭計二百歩」の前に、二文字下げの冒頭部分の文字を補った。これにより、本文書が区田法が行われる耕地十畝を単位として述べていることが分かる。この冒頭の「區園」とは、区田法を行う土壁で囲まれた耕作地のことである。「園」あるいは「園地」は壁に囲まれた土地を意味する。口語訳ではあえて原語のまま「園地」と訳したが、果樹や野菜を育てる畑や人工の庭を意味する日本語の「園」とは字義にややずれのあること、注意を喚起しておきたい。ちなみに、モンゴル時代の記録には、ペルシャ語 *bāg* に起源を持つモンゴル語 *baq* が壁で囲まれた農地や庭園を表す語として現れ、対応する漢語は

「園林」と表記される。耕地を壁で囲むということが、当時、ユーラシア乾燥地域で広範にみられていたことをうかがわせる。

(2) 圓圍：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）には「圍圓一遭」とあり、ここでは「圍」字の前に「圓」を補った。『救荒活民類要』同様、「圍圓」とすべきかもしれない。

(3) 打牆一堵二歩、計打一百堵：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）により、「堵二歩計打一百堵」の部分の補った。『救荒活民類要』では「每牆一堵二歩」とあり、一堵の長さが二歩（＝十尺＝一丈）であることが分かる。「堵」は土壁を数える単位。

(4) 牆打一十二三板：

この板は版築で土壁を築く際に用いる板を指す。『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）では、「打七八板高」（「七、八枚の板の高さに造り」とある。ここでは十二～十三枚の板を重ねて土壁を造ることを意味する。漢代の經書注釈では、板五枚（高さ一丈）を積んで造った土壁を堵と数えるとあるが、ここではそれより板を多く用いていることが分かる。板の高さについては言及がないため、土壁の高さがどのくらいなのかは分からない。考古資料など含めたさらなる調査を要し、後考を待ちたい。

(5) 約人平：

『救荒活民類要』対応記事にはみえない字句で、文意もよく分からない。

(6) 牆五堵二十的打牆一遭：

「的」がよく読めない。転写ミスの可能性があり、不明とせざるを得ない。さしあたり五堵の土壁が二十個集まり、すなわち百堵で土壁一回りとなる、というように解しておく。

(7) 于中心置井一眼、栽……無害：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）では、「謂如地一十畝、於中心須要井一眼、用法汲水溉田、並不憂旱澇之災。」と記す。本文書の記述はこれと若干異なり、文書の破損もありどのように記されていたか正確には分からないが、恐らく同じような内容のことが書かれていたと考えられる。

(8) 今具栽桑區種園地：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）では井戸を設ける記述の次に、園地に桑を植えることについて記す。本文書でも、この後に桑の栽培について記すので、「今具栽桑區種」の次行冒頭に「園地」という語を仮に補い、「今、区田法で栽培する園地に桑を植えることについて記す」と解してみた。

(9) 牆圍四面、計二百歩：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）では桑を植える記述では、最初に園地の外側を囲う土壁に沿って植えられる桑について記しており、ここでもそれに従って「牆圍四面、計二百」を補った。「百」は原文では「十」に作るが、誤りか？

(10) 栽地桑一窩：

地桑は桑の苗木。『農桑輯要』卷三、栽桑参照。「窩」という桑を数える量詞は、『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）では、「株」に作る。

(11) 四面合栽桑一百窩：

この部分は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）により補った。

(12) 地中心栽桑二行、中間留人行道子一步、南北長六十歩。每二歩栽桑一窩、一行合栽桑三十窩、二行計栽桑六十窩：

この部分の文章は『黒城出土文書』の原文では「此栽桑二行中間留人行」「栽桑一窩一行合」、「栽桑六十窩」という部分が3行にわたって残るに過ぎないが、『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）によりこのように復原できる。原文「此」は「心」の転写ミスである。園地内の真ん中に設けられた南北に伸びる道を挟んで二列に桑を植えることについて述べた部分である。

(13) 更有隔間三道、每道東西栽桑一行、中間各留人行道子一步。東西闊四十歩、每二歩栽桑一窩、隔間三道、通該栽桑一百二十窩：

この部分の文章は『黒城出土文書』の原文では、「更有隔間」「行中間各留人行道子一步」「栽桑一窩隔間三道通該」と3行にわたって残るが、『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.28）によりこのように復原できる。東西方向に三つの耕地を仕切る道が設けられ、その両側に桑を植えることを述べた部分である。

(14) 園地一十畝、栽地桑二百八十窩：

「園地一十」の部分は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）により補った。上述した区田園地に植える桑の合計が280株に達することを述べる。地桑の植え方については、『農桑輯要』卷三、栽桑、地桑所引『士農必用』に、「布地桑法、牆圍成園、將園内地、或牛犁、或鑿斷熟。方五尺内掘一、[每地一畝、合栽二百四十科。]方深各二尺。」とある。これは区田での栽桑を記したものではないが、やはり土壁で囲まれた園地に植えられることが述べられている。

(15) 老蠶三五箔：

箔とは蚕箔ともいい、蚕を上に乗せて育てるすだれ状の「まぶし」をいう。蚕箔は棚である「蚕植」に棒状の「蚕椽」をわたし、その上に置き、上下数段に並べる。蚕の数量を

この箔単位で数えることが分かる。これについては、王楨『農書』（内閣文庫蔵明嘉靖刊本）農器図譜卷一六、蚕繅門の記述および図を参照。「老」は絹糸をとることのできるさなぎまで成長させることをいうと考えられる。

(16)第一年打牆栽桑、止種區田、便得大濟。第二年每桑一窩■老蠶三五箔。第三年每桑一窩■上。三年外、地熟桑大、可膳數口之家、無貧難旱澇之災、子孫爲後業。園牆・井眼・桑地三事不可偏廢：

本文書のこの部分は、『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）には、「第一年、打牆栽桑、止種區田、便得濟。三年内、地熟桑大、可膳數口之家、無貧難水澇之災、更爲子孫恒業。牆・井・桑三事不可偏廢。」と作り、本文書の方が二年目、三年目の記述もあってより詳しくなっていることが分かる。『救荒活民類要』に載せられる文書の記述が、編集を経たものであることをうかがわせる。

(17)示：

この部分、『救荒活民類要』対応記事にもみられず、未詳。

(18)湯有七年之旱、伊尹教民布種區田、人戸不闕食：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）では行を替えて、続けて記されている。この部分は『齊民要術』卷一、種穀、所引『汜勝之書』区種法（口語訳は本書井黒論文関連史料 1-1 参照）に「湯有旱災、伊尹作為区田、教民糞種、負水澆稼。」とあるのをふまえる表現。漢代に編まれた農業技術書『汜勝之書』において、区田の起源が伊尹に仮託されているのである。伊尹は殷の湯王を助けた伝説上の名臣。

(19)但今人不知此法、天旱不能布種、闕食飢荒、無可奈何：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）により「但今人不知此法」「可奈何」という部分を補った。

(20)今照到古人區種法度、勸諭無力貧民布粒・功勤・澆鋤、一畝之功可敵百畝之收：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）では今照到古人区種法度、布粒功勤澆鋤、一畝之功、可敵數十畝之収。」とある。本文書では間に「勸諭無力貧民」が入っていると考えた。「一畝之功可敵百畝之收」という記述は、『齊民要術』卷一、種穀、所引『汜勝之書』区種法の「區種、天旱常溉之、一畝常收百斛。」に重なり合う。「布粒・功勤・澆鋤」は農作業の過程を示す。「布粒」が種まきを、「功勤」が耕し整地を行う仕事を、「澆鋤」が作物に水をそそぎ土を鋤する作業をそれぞれ指す。本書井黒論文 p.32 を参照のこと。

(21)一園■具地十畝内、除栽桑・人行道子占地二畝外、有八畝、分作八間：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）に「每地一十畝、栽桑・人行道

子占地二畝外、有八畝分作八段。」とあるのに対応する。原文では「公作八間」とあるが、「公」は「分」の転写ミスである。

(22)毎間該地一畝、横一十五歩、長一十六歩、積算方二百四十歩、每歩該五尺、每一尺五寸作一區、該分二千六百五十區。内隔■一區、除空行隔區外、合種六百六十二區：

『救荒活民類要』対応記事(本書井黒論文史料Ⅱp.29)では「地一畝、闊一十五歩、每歩五尺、計七十五尺。每一行、占地一尺五寸、該分五行。長一十六歩、計八十尺。每行一尺五寸、該分五十三行。長闊相折、通二千六百五十區。空一行、種一行。於種的行内、隔一區、種一區。除隔間外、可種六百六十二區。」とより詳しい。原文では「千二百四十歩」とあるが、「千」は「方」の転写ミス。ここの区田の具体的方法についての記述は、王楨『農書』農器図譜卷一、田制門、区田(本書井黒論文関連史料3-2参照)「按旧説」の部分にも同様の耕作地に作物を植える「区」の設け方を記す。

(23)古人依此勸農、每區決收一斗、一畝可收六十六石■八畝約收五百石物。今人學種：

この部分は『救荒活民類要』対応記事にはみえない。いっぽう、王楨『農書』農器図譜卷一、田制門、区田(本書井黒論文関連史料3-2参照)には「古人依此布種、每區收穀一斗、每畝可收六十六石。今人學種、可減半計之。」という記述があり、この部分に対応する。意をもって「古人依此」「六十六石」「八」「今」という字を補った。王楨『農書』では古人の半分の収穫を見積もることができる、と記している。区ごとに一斗の収量というのが明らかに理念的な数字であることを示し、王楨は元代の現実に近い数字を記しているものと考えられ、注目される。さらに、本文書では次行に「一畝也收二十餘石」という記述がみえ、より少なく見積もっている。これが当時の現実的な農作物の収量であったと考えられるのではなかろうか。

(24)一畝也、收二十餘石、若種地八畝約收百六十餘石：

最初の部分は一畝ごとに期待する収量が二十石余りであることを示すものか。だとすれば、その続きは、「畝約收百六十餘石」という文字を補うことができる。ただ、「一畝也」の「也」は解しがたい。何らかの転写ミスがある可能性がある。もしこのように復原できることが許されるならば、前註で述べたように、当時の現実的な収量を示す数字として貴重なデータといえる。

(25)在園内栽桑三百窩、■上得葉三百餘秤：

『救荒活民類要』にはみえない記事。園地内に植えた桑300株から葉が300秤あまりが採れるとの意味か?秤とは15斤、1斤が一般に600グラムほどとされるから、1秤は約9キロにあたる。つまり、園地に計画通り桑が植えられれば、園地内で桑2.7トンほどが得られる、と解せる。

(26)每蠶箔■十五秤、可老蠶二十餘箔：

ここも『救荒活民類要』にはみえない記事で、破損があるためよく分からないが、

(27)衣食人事所資、所不可闕：

原文は「衣食人事」のみ。意をもって補った。

(28)不唯種穀、若別擘劃、種葱栽瓜或麻・豆、用水灌澆、更有數倍之利：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅱp.29）により、「種葱栽瓜或麻・豆、用水灌」の部分を補った。録文原文では「辟于」と二字に分割しているものは「擘」字の転写ミスであることが分かる。この「擘劃」は、土地を区分けすることであろう。

(29)葛黍：

『黒城出土文書』原文は「葛」に作るが、転写ミスであり、正しくは「葛」である。葛黍でコーリヤンのこと。『農桑輯要』卷二、播種や王楨『農書』百穀譜集によれば、作物を作るのに不向きな土地（痩せた土地、乾燥した土地、塩分の多い土地などを含むと思われる）でも収穫でき、手間もかからない。『農桑輯要』卷三栽桑では、地桑を植える場合周りに植えるのは「黍」や「菥」などであり、この文書の記述とは一致しない。区田の耕地で桑を挟んでコーリヤンを植えるという方法はここのみに見えるものである。

(30)繪圖貼說細搜羅……好心不走自安然：

末尾に付した韻をふんだ歌。4 箇所冒頭の字が抜けているが、3 箇所については意をもって補った。簡潔な歌を口ずさむことで、政府が区田の効用を押し広めようとしたものと考えられる。元代中国においては、さまざまな知識を簡潔な歌訣にすることが流行した。これらは従来、民間で流行したものと見なされがちであったが、本文書のこの事例から考えても、政府によって押し広められた側面が少なくないことが分かる。ある知識の習得を容易にするために歌訣を用いるという方法が、モンゴル政権が熱心に推進した学校教育（中央の国子学をはじめ、地方行政単位に置かれた路学、州学、県学、書院など）の現場で広範に行われたことは複数の元代文献より確認されるが、農業技術の普及・指導にも利用されたのである。ちなみに、これとは別の区田を歌った歌訣が王楨『農書』農器図譜集一、田制門、区田にも載せられており（本書所収井黒論文註(39)参照）、複数のヴァージョンが存在したことをうかがわせる。

本文書については、北京図書館所蔵の『救荒活民類要』明刊本（『北京図書館古籍珍本叢刊』第五六冊、『続修四庫全書』第八四六冊所収）の「區田之法」に一部重なる記述がみられる。これについては、本書所収の井黒忍「『救荒活民類要』に見るモンゴル時代の区田法—カラホト文書解読の参考資料として」において全文原文と現代語訳が付せられているの

で、参照されたい (p.28、史料Ⅱ)。それによれば、本文書の記す部分以外に、区田におけるさまざまな作物の植え方についても指南した部分もあったことが知られる。カラホト文書との対照より、『救荒活民類要』のこの部分の記述が、区田法の技術指南書として、全国の地方官庁に配布されていたことが分かる。『救荒活民類要』「區田之法」の記述は、井黒氏が指摘するとおり、王楨『農書』や『農桑輯要』にも重複する記述がみられるが、それらのいずれよりも全般に詳しい。カラホト文書の存在より考えれば、政府が各地に頒布した区田法の技術指南の文書を王楨『農書』や『農桑輯要』が抄録しているとみなすことができるだろう。

いっぽう、至元七年(1270年)に張文謙が司農卿に任じられ、農業振興を担当する役所司農司が設立されると同時に、全国(当時は南宋はまだ吸収せず、江南は含まない)に郷村組織として社制が施行された。社制実施を命ずる条画(簡条書きの命令)の一つのなかに、「有地主戸、量種區田、有水則近水種之、無水則鑿井。如井深不能種區田者、聽從民便。若有水田人家、不必區種。據區田法度、另行發去。仰本路刊板、多廣印散諸民。(土地のある主戸は、はかつて区田に作物を植え、水があれば水の近くに植え、水が無ければ井戸を掘る。井戸が深くて区田に植えることができない場合は、民の便に任せる。もし水田のある人家であれば、必ずしも区田に植える必要はない。区田のやり方については、別途發送し、各路総管府に命じて版木にほらせて、広く人々に印刷して頒布するように。)」(『通制条格』卷一六、田令、農桑および『元典章』卷二三、戸部九、農桑、立社、勸農立社事理。『通制条格』は江南向けに至元二十三年に出されたものを載録。『元典章』は至元二十八年に再び命じたときに全国に下された文書を集録する。しかし、華北ではもともと至元七年に最初に制定され、全国で施行された。)という記述がある。至元七年、全国に向けて初めて、区田法の農業技術指南が中央政府より各地方に向けて送られ、各地で版木にほられて広く配布されたことが知られる。本文書はまさしくこの至元七年の命令に規定されているような、全国に送られた区田法技術指南の文書の一部であると考えられ、モンゴル政権が本腰を入れて全国で区田農法を推進しようとしていたことをうかがわせる。

4、F116:W534

(宣紙、残、紅色で線が描かれ、黒い墨で木と文字の説明が書かれている。131×722mm)

■糞一升與

■稠存留摻土宜厚

■澆則澆

■可種葡萄一根計一千九百根

(口語訳は省略)

この文書残片は、図陸・1として『黒城出土文書(漢文文書巻)』P.104に載せられており、文書残片の形状が判明し、升目が描かれ外側が二重線で囲まれ、植えられた桑の木がまわりに描かれていることが分かる(この図版は本書井黒論文図2を参照)。そして、升目の外側に、字が書かれているのがみえる。これを文字起こししたのが以上の録文である。これは、『救荒活民類要』区田之法の記述とまったく一致する(原文および現代語訳は本書井黒論文史料Ⅱ)。前半部分は『救荒活民類要』対応記事の最後の部分にみえる、区田における山薬(山芋)と豆の栽培について述べた記述。一方後半部分は『救荒活民類要』対応記事では最初のほうに記されているもので、区田の園地(土壁で囲まれた耕地)の大きさを記して、その末尾にコーリャンを植えることを述べているところである。文書に升目が描かれていること、区田耕地のまわりに桑の木が描かれていること、間にみえる文字が『救荒活民類要』区田之法にみえる記述であることから、この文書が区田農法を図化したものであると考えられる。そして、本文書断片は、上に紹介した F116:W115 文書とセットである可能性もある。すなわち、この二つの文書と『救荒活民類要』の記述によって、中央政府より全国に配布された区田農法指南には、こうした目で見て分かりやすいように農法を解説する「区田図」が添えられたと考えられる。

この図とかかわって、同時に亦集乃路総管府架閣庫で出土した文書の F116:W140 には「区田図本」とあり、F116:W528 には区田「図説」という記述がみえる。また、『救荒活民類要』には「伊尹区田図」が載せられている(本書井黒論文図1参照。ただし現在みることできる『救荒活民類要』の版本は明刊本で、区田を表す升目は描かれているが、非常に粗雑なもので、恐らく本来のものとは異なる。元代に刊行された『救荒活民類要』では、全国に配布された区田図と同じものが載せられていたはずである)。また、元・王楙『農書』(内閣文庫蔵明嘉靖刊本)農器図譜集一、田制門、区田にも区田の図(本書井黒論文図3。これも明刊本のためいい加減な粗雑な図であるが、もとの元刊本ではより精確な図が描かれていたはずである)が載せられている。本文書とこれら文書及び典籍にみえる区田図との関連は明白である。そしてまた逆に言えば、これら典籍に載せられた図が、当時のモンゴル政権中央より各地に配布した農業技術書を載録したものにほかならないことが分かる(以上、区田図については本書所収井黒論文を参照のこと)。

5、F116:W528

(夾宣紙、殘、行書、145×1060mm) (※原文復原中の「」は行の末尾を示す)

皇*帝*聖*旨*裏*、河*西*隴*北*道*肅*政*廉*訪*司*奉*陝*西*行*御*史*臺*筭*付*、准*御*史*臺*咨*、奉*」

中*書*省*筭*付*、准*御*史*臺*呈*、准*陝*西*行*御*史*臺*咨*、備*侍*御*史*苗*中*奉*呈*(1)、竊*聞*禹*卑*宮*室*而*盡*力*乎*溝*洫*(2)。稷播、奏*」

艱*食*而*烝*民*乃*粒*。此*唐*虞*之*治*也*(3)。足*食*足*兵*、民*信*之*矣*。百*姓*足*、君*孰*與*不*足*。此*聖*人*之*訓*也*(4)。農爲立國之」

本*、生*民*之*天*、安*可*一*日*之*不*講*敷*(5)。今*勸*農*之*官*多*不*知*稼*穡*、游*惰*之*民*例*不*計*工*拙*、鹵*莽*而*耕、滅*烈」

而*芸*(6)。一*有*水*旱*、委*之*天*灾*、欲*無*飢*寒*、不*可*得*已*。飢*寒*迫*民*、欲*遠*刑*辟*、亦*不*可*得*已*(7)。近年水」

旱*相*仍*、民*多*飢*莩*、國*有*重*廢*、雖*□□□□□□由*農*政*之*不*講*故*也*(8)。以*此*卑*職*早*夜*□□□□□□救*之*方、歷考古人盡」

心*農*畝*、如*溝*洫*之*利*・區*田*之*法*・陂*塘*之*利*、皆*可*舉*行*。今*但*視*爲*文*具*、未*□□□□從期以實効(9)。此農」

之*所*以*不*勸*、食*之*所*以*不*足*、□□□□方*法*、酌*以*時*宜*、條*陳*便*農*事*理*(10)。呈*乞*照*詳*。得*此*。咨請照驗。准此(11)。本」

臺*■呈*乞*照*詳*。得*此*(12)。送*據*戶*部*呈*、議*得*、■侍*御*史*苗*中*奉*所*言*溝*洫*之*利*、」

區*田*之*法*・陂*塘*之*利*、皆*可*舉*行*。■如*蒙*准*擬*、移*咨*各*省*、筭*付*本*部*、遍」

行*依*上*施*行*。具*呈*照*詳*。得*此*(13)。都*省*■仰*各*處*勸*農*正*官*教*誘*農*民*、於其」

□□□□□□漸*興*作*。如*有*成*効*、轉*相*倣*習*、□□□□□□□□□□視*、務*在*久*遠*得*行。今錄圖」

本*□□□□■司下、合下仰照驗、遍行依」

上*施*行*。奉*此*(14)。■爲各處勸農正官不行」

用*心*勸*課*(15)■牒可照驗(16)。依此、今移委(17)」

■

一、溝*洫*之*利*、按*周*禮*、一*畝*之*間*、廣*尺*深*尺*曰*畎*。一*同*之*間*、廣*二*尋*深*二*仞曰澮。畎澮之間、有」

遂*有*溝*有*洫*、皆*通*田*間*水*道*、以*小*注*大*(18)。禹*所*謂*浚*畎*澮*距*川*(19)、鄭

子」

産*所*謂*田*有*溝*洫*、以*防*水*旱*(20)、古*之*□□□順*天時、盡心農畝、法制」
詳*備*如*此*(21)。今*田*□□□、溝*洫*不*設*、雨*水*稍*多*、停*滯*不泄、動輒淹沒、」
□□久*災*(22)。殊*不*知*古*人*畝*澮*之*制*、有備無患□□此也(23)。腹裏陸田頻*年
被」

水*去*處*、擬*合*通*行*考*較*地*勢*、官*為*開*浚*溝*洫*、近*河者疏溝入河、遠」
河*者*浚*為*深*渠*。雨*水*之*時*可*以*容*納*、歲*無*水*災*之憂、民得耕」
穫*之*利*(24)。比*之*停*積*水*潦*、坐*視*淹*沒*而*不*救*者、較其利害、萬不侔*矣
*(25)。」

一*、區*田*之*法*、按*農*桑*輯*要*云*、湯*有*旱*災*、伊*尹*作*為*區*田*、教民糞種、
負水澆稼(26)。初」

年*每*戶*一*區*、每*年*增*益*、以*少*至*廣*、積*以*歲*月*、區多力省。民皆樂爲、」
其*利*數*倍*(27)。近*大*司*農*已*嘗*舉*行*、惟*奉聖州永興縣民劉仲義」

等*、糞*種*區*田*、用*鷄*鳴*山*定*坊*水*澆*灌*、已*有*成効。圖說連前、腹裏」
諸*處*按*此*推*行*、誠*濟*世*之*急*務*也*(28)。」

一*、水*利*之*中*、陂*塘*為*最*。孫*叔*敖*之*芍*陂*、李*悝*・鄭*國*之引*溉、斯*
足見也*(29)。中」

原*兵*燼*之*餘*、陂*塘*之*制*、蕩*無*遺*跡*(30)。江*淮*自*宋*以來、陂塘水利未嘗」
起*廢*。近*年*公*田*更*易*不*常*、差*稅*承*佃*擾*民*不*一*、所在陂塘、因廢不」
修*、田*多*荒*蕪*、較*之*舊*日*、水*利*損*去*三*分*之*一*。積*以*歲月、漸致廢壞(31)。

略舉」

淮*東*全*椒*縣*達*魯*花*赤*乞*台*、於*本*縣*起築陂塘、灌澆縣鄉」

之*田*、已*有*成*効*。江*淮*陂*塘*可*修*、於*此*可*見*(32)。合*於民田可疊*陂塘蓄
水」

去*處*、督*責*勸*農*官*、於*農*隙*時*月*、課*使*修*築、已廢者隨即修理、宜創*」
修*者*、令*百*姓*從*便*創*建*、務*盡*水*利*、以*溉*傍*田*、實*富*民*之*良*法*也
*(33)。」

皇帝聖旨のもとに。河西隴北道肅政廉訪司がうけたまわった陝西行御史臺の筈付に、受
け取った御史臺の咨に、うけたまわった中書省の筈付に、《受け取った御史臺の呈に、「受
け取った陝西（？）行御史臺の咨に、『侍御史中奉大夫苗好謙の呈に、【ひそかに聞くに、
禹は宮殿を粗末にして治水に力を尽くした。稷は種を播き、食糧が不足している民に進め、

民は穀物を食べることができた。これこそが堯・舜の治である。(まつりごとの要点は) 食物が足り、軍備が足り、民が信頼することである。民が充足すれば君主だけが充足しないわけがない。これこそが聖人の教えである。農業は国を立てるための根本であり、民を養う天であり、一日たりとも講じないわけにはいかない。今勸農を職務とする官は、農業を知らないものが多く、遊び怠けた民は、たいてい巧拙を見積もらず、粗雑に耕し、でたらめに草を刈っている。それゆえ、ひとたび水害や旱害が起ると、これを天災だとあきらめてしまい、飢えや寒さが無いようにしようとしても、止めることができない。飢えや寒さが民に迫ってしまえば、刑罰を遠ざけようとしても、やはり止めることができなくなってしまう。近年、水害や旱害がうち続いて、民が多く飢え、国が繰り返し衰亡したのは、～したにもかかわらず、……農政が講じられなかったためである。このため、わたくしは日夜……これを救う方策を考え、つぎつぎと古人が農業に心を尽くしことを研究したところ、水路の利、区田の法、ため池の利は、みなとり行うべきである。今はこれを形式的なもののみならず、いまだに……その実効を期していない。このことが農業が振興されず、食糧が十分でない原因である。……方法を～して、時宜をはかり、農業に役立つことを箇条書きにして列挙する。呈文を送るので、ご検討いただきたい。得此。】(行御史臺より) 咨文を送り、検討のうえ施行されたい。准此。』本臺(御史臺)は(?)……呈をおくり検討をお願いしたい。得此。」送って受け取った戸部の呈に、「議論したところ、……侍御史中奉大夫苗好謙のいう水路の利、区田の法、ため池の利は、みなとり行うべきである(?)。……もし原案どおりにすることが許されれば、(中書省より)各地の行省に咨を送り、本部(戸部)に箭付を下し、あまねく文書を下してを以上の通り施行されたい。呈を送るので、検討されたい。得此。」都省(中書省) (?)は……各地の勸農を職務とする正官に農民を教化するよう命じ、その……徐々に振興する。もし効果があれば、次から次へと手本として習い、……視察を行って(?)、長く行うことができるようにつとめよ。今図を書き記して……ただちに命じて検討のうえひろく文書を送って、以上の通り施行されたい。奉此。》……各地の勸農を職務とする正官が、きちんと農業奨励を(?)行わないために……牒文を送るので検討のうえ施行されたい。これによって、今文書を送って各地の勸農を職務とする正官に(?)委ねて……

一、水路の利については、『周禮』を案ずるに、一畝の土地では、広さ一尺、深さ一尺の用水路を畎といい、一同(方百里)の土地では、広さ二尋、深さ二仞の用水路を澮という。畎や澮の間には遂・溝・洫があって、皆耕地の間の水路を通っており、水路は小さいものが大きいものに注ぐ。禹のいわゆる「畎澮を浚って川を距てる」といい、鄭の子産のいわゆる「田(耕地)に溝洫(水路)がある」というのは、それによって水害や旱害を防ぐの

であって、いにしへの（水路の制度は？）天の時節にしたがい、農地に心をくだくものであり、法制はこのように詳細に備わっていた。今耕作地は……水路を設けていないために、雨がすこし多いと、水が滞って排水できず、（耕作地が）往々にして水につかって、長い災害（をもたらしてしまう？）。古人の畝澮（水路）の制度とは、備えがあれば憂いがないというものであることをまったく分かっていない……？これである。腹裏の陸田で連年水につかってしまっている場所は、提案するに、くまなく地勢を調べ、官が水路を開削浚渫し、河に近いものは水路を通して河に入るようにし、河から遠いものは浚渫して深い溝をつくれればよい。（そうすれば）雨の時に水を溜めることができ、年ごとに水害の心配はなくなり、民は作物収穫の利益を得ることができる。これを水たまりがたまっているのに（耕地が）水につかってしまう様子を座視して手をこまねいているのと比べ、その利害を比較すれば、その違いはまったくはっきりしている。

一、区田農法については、『農桑輯要』によれば、湯の治世に旱害があり、伊尹が区田をつくって、民に教えて肥料を与えて作物を育てさせ、水を背負って作物に注がせた、とある。初めの年には戸ごとに一区を整備し、毎年増やして行って、少ない状態から広げていき、歳月が経つと、区田が多くなって労力は省かれるようになる。民は皆このんで区田をつくり、その利益は数倍となる。近ごろ大司農司がすでに区田の制度をとり行っているが、ただ奉聖州永興県の民劉仲義等だけが、区田に肥料をやり作物を植え、鶏鳴山定坊水を用いて灌漑し、すでに効果を挙げている。（これについて）図でもって解説したものを前に添付して、腹裏の各地でこれに従って推進実行していくことは、誠に世を救うための急務である。

一、水利のうち、ため池がもっとも重要である。孫叔敖の芍陂、李愷や鄭國が水路を引いて灌漑を行ったことよりそのことがはっきりと分かる。中原（旧金国治下）は戦争の後、ため池は破壊されてしまい、跡形も残っていない。江淮（旧南宋治下）では宋代以来、ため池の水利を復興することはなかった。近年公田の変更が定まらないために、差役・田税といった租税や小作への従事など、民を騒がせることは多岐にわたっており、当地のため池は、廃れてしまっていて修築せず、耕地は多く荒れ果ててしまい、これを昔と比べると、水利は三分の一が損なわれてしまっている。歳月が経つにつれ、ますます廃れていってしまっている。淮東全椒県ダルガチの乞台（の施策）について要点を挙げると、当県においてため池を築き、県の郷村の耕地を灌漑し、すでに成果を挙げている。江淮のため池を修築することが可能なことは、これよりはっきりしている。民田（民が所有する耕地）のうちため池を積み重ねて水を蓄えることのできる場所では、勸農官に責任を負わせて、農閑期に（民に）割り当てをして修築させ、すでに廃れてしまったものについてはただちに

修理し、新たに築くべきものについては民にしかるべく新たに築かせ、つとめて水利を尽くして、傍らの耕地に水をそそげば、本当に民を富ませるよい方法となる。

(1)皇帝聖旨裏、河西隴北道肅政廉訪司奉陝西行御史臺劄付、准御史臺咨、奉中書省劄付、准御史臺呈、准（陝西？）行御史臺咨、備侍御史苗中奉呈：

まず、亦集乃路総管府の文書庫に残された本文書の文書構成を復原してみよう。本文書は後に述べるように、『救荒活民類要』に対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ）があり、文書の相当部分を復原することが可能である。『救荒活民類要』対応記事の冒頭部分には、「泰定三年、中書省准御史臺咨、侍御史苗中奉言」と記され、以下に「侍御史苗中奉」の提言が引用される。つまり、この文書は、御史臺より中書省に提案がなされたのを受けて、中書省より条画（簡条書きの命令）を付して、全国に向けて送った文書であると考えられる。ここで問題となるのは、中央政府に設けられた監察機関たる御史臺は従一品のランクを持つ官庁であり、国政を総攬する正一品の中書省より下部に位置づけられるので、御史臺より中書省に宛てて送られる文書は上向文書である「呈」であって、『救荒活民類要』の記すような同格の一品官庁同士の間でやり取りされる同格文書「咨」ではあり得ないことである。『元典章』や『通制條格』など多くの文書を載せる典籍史料に照らしてみても、御史臺から中書省に「咨」が送られるという事例はまったく存在しない。それゆえここは「中書省准御史臺呈」を誤って記したと考えることもできる。ところが、『黒城出土文書』原文7行目および『救荒活民類要』に、この文書の結び文言として「咨請照驗准此」という記述が現れ、ここに「咨」文書が引用されていることは確かである。そうすると、ここには御史臺から中書省に送られた呈の中に行御史臺の咨が引用されているはずである。すなわち、『救荒活民類要』編纂時の文書引用の際に、「准御史臺呈准行御史臺咨」を「准御史臺咨」と写し間違えた可能性が高い。だとすれば、侍御史苗中奉は行御史臺の侍御史ということになる。行御史臺は、建康（金陵、現在の南京）に置かれた江南行御史臺、あるいは京兆（現在の西安）に置かれた陝西行御史臺のどちらかであるが、至正『金陵新志』卷六、官守志、侍御史の条に苗好謙の名がみえず、任官した形跡がないので、さしあたり陝西行御史臺侍御史であったと推定しておく。『救荒活民類要』にみえる「侍御史苗中奉言」は御史臺の文書の中に引用されているので、「言」以下の内容は、侍御史の苗中奉が行御史臺に宛てた「呈」（上向文書）という種類の文書に記されたものであると考えられる。それゆえ、この文書を「奉中書省劄付、准御史臺呈、准（陝西？）行御史臺咨、備侍御史苗中奉呈」と復原してみた。「侍御史苗中奉」とは、「侍御史」が実際の職務を表す職事官であり、「中奉」が文官のランクを示す文散官で従二品にあたる「中奉大夫」の略称である。公式の文

書で官の名前を記す場合、ここにみられるような「職事官+姓+散官（二字略称）」という形式による。ちなみに、侍御史は正四品、御史臺および行御史臺では長官の御史大夫、御史中丞につづく地位にある。御史は、官僚に対する監察のほか、国政に関して多岐にわたる提言を行う。ここでの農業に関する提案についてもその一例とみることができる。次に本文書が亦集乃路総管府にまで送られてくる過程を考える必要がある。本文書原文 14 行目に「牒可照驗」とあり、またこの文書の末尾に付せられたと思われる路総管府司吏の文書（F116:W296）文言に「肅政廉訪司牒該」とあるので、この文書は河西隴北道肅政廉訪司の「牒」（統属関係のない官庁同士でやり取りされる同格文書）の節略であると考えられる。肅政廉訪司は御史臺系統に属するので、もともと中書省から出された命令文書（筈付）は御史臺、京兆の陝西行御史臺を通して、河西隴北道肅政廉訪司まで下されてきたものと考えられる。それゆえ、「河西隴北道肅政廉訪司牒、奉陝西行御史臺筈付、准御史臺咨、奉中書省筈付」という文書の流れを復原してみた。そして冒頭には文書の有効性を保証する定型句「皇帝聖旨裏（カアンのジャルリクのもとに）」という文言を加えた。「皇帝」は文書の中で普通二字擡頭（『黒城出土文書』所収の文書をみる限り、一字擡頭のものもある）する。

また、この「侍御史苗中奉」とは苗好謙である可能性が高い。苗好謙については既知の史料により、次のような経歴をたどったことが分かる。武宗カイシャンの至大二年（1309年）に淮西肅政廉訪司僉事（肅政廉訪司の次官）として、農業技術を献上した。『元史』食貨志によれば、それはカラホト文書に見える区田農法と同様に、耕地を土壁で囲み、桑も植えるというものであり、苗好謙の献上した農業技術と、全国に頒布された区田農法とのかかわりを想起させる（『元史』卷九三、食貨志一、農桑）。その後、仁宗アユルバルワダの延祐三年（1316年）には、淮東肅政廉訪司僉事として現れ、やはり農業振興に力を尽くしたことを賞され、カアンより衣を賜っている（『元史』卷二五、仁宗本紀、延祐三年三月己亥）。恐らくこの淮南での肅政廉訪司僉事での農業振興策が評価されて、中央の農政をつかさどる大司農司の官である司農丞に抜擢され、その著書『栽桑図説』が国家出版され、千部刷られて全国に配布された。そして至治二年（1322年）には江西道肅政廉訪使となっていることが確認される（『元史』卷一八二、許有壬伝）。泰定年間にはさらに（陝西行御史臺？）侍御史に転じ、これまでの農政のエキスパートとしての経験を活かし、泰定三年（1326年）この具体的な提案をするに至ったものと思われる。

(2) 竊聞、禹卑宮室而盡力乎溝洫：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により「竊聞禹卑宮室而盡力乎」の部分の補った。「溝洫」は農耕地の間にある溝、すなわち農業のための用水路を指す。『論

語』に禹の治績として、「溝洫」に力を尽くしたことを挙げるが、これは『尚書』禹貢にみえる治水事業と対応するものである。これは明らかに『論語』泰伯にみえる禹の治績を伝える次の記述を踏まえる。

『論語』泰伯。「子曰、禹吾無間然矣。菲飲食、而致孝乎鬼神。惡衣服、而致美乎黻冕、卑宮室、而盡力乎溝洫。禹吾無間然矣。」

(3)稷播、奏艱食而烝民乃粒。此唐虞之治也：

『黒城出土文書』原文は「麦」に作るが、「奏」の誤りである。『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により「艱食而烝民乃粒此唐虞之治也」を補った。稷は后稷とも呼ばれ、禹の治水事業を助けて、穀物を植え、農業を振興することに力を注いだ伝説上の人物。後世には農業の神として祀られるようになり、「后稷廟」が中国各地につくられた。これについては『尚書』にもとづく。

『尚書』益稷。「暨稷播、奏庶艱食鮮食。【孔安國傳：艱難也。衆難得食處、則與稷教民播種之、決川有魚鱉、使民鮮食之。】懋遷有無化居【孔安國傳：化、易也。居謂所宜居。積者勉勸天下、徙有之無、魚鹽徙山、林木徙川澤。】、烝民乃粒、萬邦作乂。【孔安國傳：米食曰粒。言天下由此為治本。】」

『尚書』呂刑。「禹平水土、主名山川。稷降播種、農殖嘉穀。」

また、「唐虞之治」とは、理想的な統治をしたとされる伝説上の帝王堯（姓が有唐氏）・舜（姓が有虞氏）を指す。

(4)足食足兵、民信之矣。百姓足、君孰與不足。此聖人之訓也：

最後の「也」字以外はすべて『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補った。この部分の記述はいずれも『論語』顔淵篇にもとづく。「聖人」とは孔子を指すにほかならない。

『論語』顔淵。「子貢問政。子曰、足食、足兵、民信之矣。子貢曰、必不得已而去、於斯三者何先。曰、去兵。子貢曰、必不得已而去、於斯二者何先。曰、去食。自古皆有死。民無信、不立。」

『論語』顔淵。「哀公問於有若曰、年饑用不足、如之何。有若對曰、盍徹乎。曰、二吾猶不足、如之何。其徹也。對曰、百姓足、君孰與不足。百姓不足、君孰與足。」

(5)農爲立國之本、生民之天、安可一日之不講敷：

「本、生民之天」以下はいずれも『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補う。

(6)今勸農之官多不知稼穡、游惰之民例不計工拙、鹵莽而耕、滅烈而芸：

「莽而耕、滅烈」の部分以外は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）

により補う。『黒城出土文書』原文の「減」という字は「滅」の転写ミスである。「勸農之官」とは勸農（農業奨励、監督）を職務とする地方官庁の正官を指す。「芸」とは草刈りをすることをいう。

(7)一有水旱、委之天灾、欲無飢寒、不可得已。飢寒迫民、欲遠刑辟、亦不可得已：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補う。最後の「不可得已」の部分は『救荒活民類要』対応記事では欠けているが、「不可」の二字をここに補うことについては、井黒氏の復原案に従った。

(8)近年水旱相仍、民多飢莩、國有重廢、雖□□□□□□由農政之不講故也：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補う。この部分以下は井黒氏が指摘するとおり、北京図書館蔵元刊残本にしか残っていない。この元刊本自体に破損があるため、その部分は空白になっている。「國有重廢」がいまひとつ判然としないが、武宗カイシャンと仁宗アユルバルワダの母ダギの寵臣テムデルの専権や英宗シディバラ暗殺などの一連の政治変動などを指すか？民が飢え、こうした政変が起こる根本原因は、国が治まる大本となる農政がきちんと行われていないから、という論法であろうか。

(9)以此卑職早夜□□□□□□救之方、歴考古人盡心農畝、如溝洫之利・區田之法・陂塘之利、皆可举行、今但視為文具、未□□□□從期以實効：

『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補う。「溝洫之」と「塘之利」の間の六字は『救荒活民類要』元刊本で欠けているが、この苗好謙の提案に付せられた条画が、「溝洫」「区田」「陂塘」の三つから成っていることから、この三つを並列して述べていると考えられ、「利區田之法陂」の六字を補った。「卑職」官僚の自称、ここは苗好謙自身を指し、ここでは農政の活性化を目指し、いにしへの優れた農法の研究を行い、水路、区田、ため池の建設を全国で広く行うことを献言しているのである。「今但視為文具」とあることから、当時農業振興のためのそうした土木事業が十分に行われていなかったことが知られる。

(10)此農之所以不勸、食之所以不足、□□□□方法、酌以時宜、條陳便農事理：

『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲp.35）により補う。

(11)呈乞照詳。得此。咨請照驗。准此：

文書引用の結び文言。「呈乞照詳得此」が苗好謙の呈の結び、「咨請照驗准此」が行御史臺の咨の結び。

(12)本臺……呈乞照詳。得此：

ここからは『救荒活民類要』対応記事にはみえない部分であり、復原は困難をともなう。ここは御史臺が主語になっているとみて、「本臺」と復原した。御史臺から中書省へ「呈」

が送られているはずなので、その結び文言として「呈乞照詳得此」の六字を補ってみた。
(13)送據戸部呈、議得、……侍御史苗中奉所言溝洫之利、區田之法・陂塘之利、皆可舉行。……
如蒙准擬、移咨各省、筭付本部、遍行依上施行。具呈照詳。得此：

この部分は『黒城出土文書』原文で「奉所言溝洫之利」のみが残るところであるが、これは当然のことながら侍御史の中奉大夫苗好謙の献言であり、また「溝洫之利」と並列して「区田」と「陂塘」が挙げられていたから、「侍御史苗中奉所言溝洫之利、區田之法・陂塘之利、皆可舉行。」と復原してみた。いっぽう、原文の次行には「省筭付本部遍」という六字がみえるが、「本部」という語に着目して、これが戸部（中書省の下部組織六部のうちの一つで、徴税、戸籍、土地制度、貨幣制度といった財政に関わる仕事全般を扱う）の文書の文言であると考えた。中書省が御史臺から「呈」を受け取った後、この案件を戸部に諮問、それに対する戸部からの返答の文書「呈」が挟まれていると考えられ、「具呈照詳得此」という「呈」文書結び文言まで、以上のように復原した。すなわち、「侍御史苗中奉所言溝洫之利」以下の部分は戸部の意見と考えられる。

(14)都省……仰各處勸農正官教誘農民、於其□□□□□□漸興作。如有成效、轉相倣習、
□□□□□□□□□□視、務在久遠得行。今録圖本□□□□……司下、合下仰照驗、遍行
依上施行。奉此：

この部分の記述は『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.35）にみえ、中書省の発給する文書の記述内容と考えられる。ゆえに「都省」と補ったが、これらなくても問題はない。基本的には『救荒活民類要』元刊本に従い補った。また「今録図本」の「本」字は井黒論文史料Ⅲの復原案に従った。原文「司下合下仰照驗遍行依」は、中書省の筭付文書の末尾の文言とみなし、「上施行奉此」の五字を最後に補ったが、「司下」は未詳である。残欠があり、不明な箇所が多いが、いちおうここまでを中書省筭付とみておく。

(15)爲各處勸農正官不行用心勸課：

この部分以下、条画の前までは『救荒活民類要』対応記事にみえず、「不行」の後は不明であるが、あえて意をもって「用心勸課」四字を補った。すなわち親民官系統の勸農正官がきちんと勸農を行わないので、監察系統の肅政廉訪司から官を派遣してそれを監督し、農業振興の実をあげるようにせよ、という方向の内容であると考えたい。

(16)牒可照驗：

牒文書引用の際の結び文言。ここの牒は甘州の河西隴右道肅政廉訪司より亦集乃路総管府に送られた文書である。

(17)移委：

文書を送って何らかの職務を委ねることで、後には官の名前が来るはずであり、それゆえ『黒城出土文書』原文では次の行から「深上仞日澮」となっているが、その前にもう一行あるはずである。恐らく苗好謙の提案した農業技術の案件を実地で推進するべく、特別に河西隴北道肅政廉訪司より亦集乃路へと派遣されてきた官あるいは吏の名前が記されているにちがいない。

(18)一、溝洫之利、按周禮、一畝之間、廣尺深尺曰畎。一同之間、廣二尋深二*仞日澮。畎澮之間、有遂有溝有洫、皆通田間水道、以小注大：

『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.35）参照。元刊本も破損がひどいが、元代には科挙の公定注釈書に選定され、たいへんよく読まれた『尚書』の注釈書宋・蔡沈『書集傳』にもとづき復原が可能である（本書井黒論文史料Ⅲ、註(31)参照）。『書集傳』による復原については、本書井黒論文の復原案に従った。原文「上」は「二」の転写ミス。ただし、本文書では、条画の部分の一行あたりの文字数が25字程度なので、『書集傳』による復原では字数がやや多すぎる。二行にわたっているとも考えることも可能であるが、そうであるならば字数が少なすぎる。ゆえに、本文書のこの部分は、『救荒活民類要』と字句がまったく一致しているわけではないとみたほうがよさそうである。

(19)禹所謂浚畎澮距川：

つぎの典故にもとづく。前註のもとづく『書集傳』の記述はこの部分についての解説である。

『尚書』益稷。「予決九川距四海、濬畎澮距川。【孔安国伝：距、至也。決九州名川、通之至海。一畝之間、廣尺深尺曰畎。方百里之間、廣二尋深二仞日澮。澮畎深之。至川亦入海。】」

(20)鄭子産所謂田有溝洫、以防水旱：

「有溝洫以防水旱」の七字については、『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.35）によって補った。「産所謂田」四字は元刊本でも欠けているが、井黒氏の復原案に従った。これは『春秋左氏伝』襄公三十年「子産使都鄙有章、上下有服。田有封洫、廬井有伍。」にもとづく。

(21)古之□□□順天時、盡心農畝、法制詳備如此：

原文「買天時盡心農畝法制」の前後は『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.35）により補った。原文「買」の字では意味が通らず、転写ミスと考えられ、井黒論文の復原案に従い「順」の字に改めた。やはりここでもいにしへの制度を理想化して描く。

(22)今田□□□、溝洫不設、雨水稍多、停滯不泄、動輒淹沒、□□久災：

原文「修□不泄動輒淹沒」の前後は『救荒活民類要』元刊本対応記事（本書井黒論文史

料Ⅲ、p.35)により補った。また原文の「修□」の前の字は転写ミスで、『救荒活民類要』により「停瀆」と改めた。

(23) 殊不知古人畝澮之制、有備無患□□此也：

いずれも『救荒活民類要』元刊本対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.35)により補った。

(24) 腹裏陸田頻年被水去處、擬合通行考較地勢、官為開浚溝洫、近河者疏溝入河、遠河者浚為深渠、雨水之時可以容納、歲無水災之憂、民得耕種之利：

「河者疏溝入河遠」および次行「之憂民得耕」の前後は『救荒活民類要』元刊本対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.35)により補った。原文で「類年」とあるのは「頻年」の転写ミス。「擬合通行考較地勢」の「考較地」、「遠河者浚為深渠」の「河者」はいずれも『救荒活民類要』元刊本では欠けているが、井黒氏の復原案に従った。「腹裏」はモンゴル語コルン・ウルスの漢語訳、モンゴリア南部と華北地域を指し、中央政府の中書省(時期により尚書省)が直轄する。「擬合」とはある案件について原案を立てて、提案することを言う文書用語。

(25) 比之停積水潦、坐視淹沒而不救者、較其利害、萬不侔矣：

原文「者較其利害萬不侔□」の前の部分は、『救荒活民類要』対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.35)により補った。また原文「侔□」は転写ミスで、「侔矣」と訂正できる。

(26) 一、區田之法、按農桑輯要云、湯有旱災、伊尹作為區田、教民糞種、負水澆稼：

原文「教民糞種」の前は、『救荒活民類要』対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.35)により補った。この部分より区田法について記した条画が始まる。ここの『農桑輯要』の引用記事は、『齊民要術』所引『汜勝之書』区種法の記述を引き写したものである(本書井黒論文関連史料 1-1 参照)。『農桑輯要』は元の中央政府で編纂され出版された農業技術書で、各官庁や勸農に関わる官僚に配布された。国家出版による大字本が現存する。先行する農書を集成した内容を持ち、ここでは『齊民要術』を引用しているわけである。

(27) 初年每戸一區、每年增益、以少至廣、積以歲月、區多力省。民皆樂爲、其利數倍：

原文「區多力省民皆樂爲」の前後は、『救荒活民類要』対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.35)により補った。区田を年々徐々に造成していくことを述べる。『黒城出土文書』原文では、「初」の字が末尾に記される行と、「區多力省」の行の間に一行あるとされるが、ここは一続きの文章なので、さらに一行あるとは考えにくい。

(28) 近大司農已嘗舉行、惟奉聖州永興縣民劉仲義等、糞種區田、用鷄鳴山定坊水澆灌、已有成效。圖說連前、腹裏諸處按此推行、誠濟世之急務也：

原文「奉聖州永興縣民劉仲義」、次行の「成效圖說連前腹裏」の前後は、『救荒活民類要』対応記事(本書井黒論文史料Ⅲ、p.36)により補った。「近大司農已嘗舉行」とは、区田法

が既に以前から大元ウルス全土で実施されていたことを指す。大司農は大司農司のことで、中央政府に設けられた全国の農政を総攬する機関。「奉聖州永興縣」とは、大都から北へ向かい居庸関を超えたところにあるまちで、現在の河北省涿鹿県。この地で劉仲義らが行った区田農法が成果を挙げたので、その農法を図化したものを文書に添付して、腹裏各地でそれにもとづいて区田法を推進しようとしたことが分かる。

(29)一、水利之中、陂塘爲最。孫叔敖之芍陂、李悝・鄭國之引漑、斯足見也：

「一水利之中～李悝鄭國」の部分は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.36）により補った。原文「行漑」は「引漑」の転写ミス、原文「斟足見已」は「斯足見也」の転写ミスである。孫叔敖については、以下の文献を参照。

『後漢書』循吏傳、王景傳。「郡界有楚相孫叔敖所起芍陂稻田。[陂在今壽州安豐縣東。陂徑百里、灌田萬頃。芍音鵠。]景乃驅率吏民、修起蕪廢、教用犁耕、由是墾闢倍多、境內豐給。遂銘石刻誓、令民知常禁。又訓令蠶織、為作法制、皆著于鄉亭、廬江傳其文辭。卒於官。」

また李悝は戦国魏の文侯に仕え、農業振興に尽くし、その富国強兵の成功に貢献した。鄭国は関中に灌漑水路を開削した技術者で、その水路はその名を取って鄭国渠と呼ばれる。戦国時代、関中はこの用水路によって肥沃となり、秦が諸侯を倒して天下を統一することに成功したとされる。以下の『漢書』食貨志と『史記』河渠書の記事を参照。

『漢書』食貨志上。「是時、李悝為魏文侯作盡地力之教、以為地方百里、提封九萬頃、除山澤邑居參分去一、為田六百萬畝、治田勤謹則畝益三升、不勤則損亦如之。地方百里之増減、輒為粟百八十萬石矣。」

『史記』河渠書。「而韓聞秦之好興事、欲罷之、毋令東伐、乃使水工鄭國間說秦、令鑿涇水自中山西邸瓠口為渠、並北山東注洛三百餘里、欲以漑田。中作而覺、秦欲殺鄭國。鄭國曰、始臣為間、然渠成亦秦之利也。秦以為然、卒使就渠。渠就、用注填闕之水、漑澤鹵之地四萬餘頃、收皆畝一鐘。於是關中為沃野、無凶年、秦以富彊、卒并諸侯、因命曰鄭國渠。」

(30)中原兵燹之餘、陂塘之制、蕩無遺跡：

『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.36）による。「中原兵燹」とは金元交代期の華北（旧金国治下）の戦乱を指す。

(31)江淮自宋以來、陂塘水利未嘗起廢。近年公田更易不常、差稅承佃擾民不一、所在陂塘、因廢不修、田多荒蕪、較之舊日、水利損去三分之一。積以歲月、漸致廢壞：

「以來陂塘水利未嘗」「所在陂塘因廢不」の前後は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.36）により補った。旧南宋領江南地方のため池が多く荒廃していた状況を伝える。

(32)略舉淮東全椒縣達魯花赤乞台、於本縣起築陂塘、灌澆縣鄉之田、已有成效。江淮陂塘可修、於此可見：

「淮東全椒縣達魯花赤乞台於本縣」と「之田」以下は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.36）により補った。「略舉」とは、ある事柄について、要点を取りあげてを意味する文書用語。「淮東全椒縣」は揚州の西に位置し、現在の安徽省全椒縣にあたる。県ダルガチ darughaci（目付、代官）は、県の行政・軍政をとり仕切る最高責任者である。ダルガチは勸農官を兼官しており、こうした農政関連の職務はその一環である。

(33)合於民田可壘陂塘蓄水去處、督責勸農官、於農隙時月、課使修築、已廢者隨即修理、宜創修者、令百姓從便創建、務盡水利、以溉傍田、實富民之良法也：

「民田可迭陂塘蓄水」「築已廢者隨即修理宜別」の前後は『救荒活民類要』対応記事（本書井黒論文史料Ⅲ、p.36）により補った。原文「迭」は「壘」の、原文「別」は「創」のそれぞれ転写ミスである。本文書では「修者」以下の最末尾の行は欠けている。後ろに紹介する F116:W296 に「之良法也」という記述がみえ、この末尾の行が断裂したものである可能性がきわめて高い。すなわち、F116:W528 と F116:W296 はもともと同一文書であったと考えられる。「民田」とは官の所有にかかる「官田」に対立する概念で、民が所有する耕地をいう。

F116:W115 と同様、『救荒活民類要』明刊本「区田之法」にはほぼ内容の一致する文書が採録されており、カラホトで出土した本文書の相当の部分を復原することが可能である。

『救荒活民類要』対応記事によって、この文書が泰定三年（1326年）に侍御史の苗好謙による提言を受けて全国に配布されたものであることが分かる（本書井黒論文史料Ⅲ）。文書の構成は、註(1)に復原したとおりで、全体を河西隴北道肅政廉訪司よりエチナ路総管府に宛てて発給された牒文書と解し、そこに勸農政策を推進すべきことを述べた苗好謙による献策を含む中書省よりの命令文書が引用されていると解した。この復原は推測に頼る部分もあるひとつの試案であり、今後修正を要する部分もあるかもしれない。文書の後半部分は苗好謙の献策の具体的な部分にあたり、三つの箇条書き（「条画」と呼ぶ）からなる。第一が水路の整備について、第二が区田の普及について、第三がため池の修築についてである。第二の区田については奉聖州永興縣の農民による農法を、第三の陂塘（ため池）修築については淮東揚子江流域の全椒縣における事業をそれぞれモデルとしたことが分かる。すなわち、ある地域で行われ、成果を挙げたすぐれた農法や技術を、中央政府が取りあげて、それを広く全土で推進しようとしていたのである。こうしたことは、モンゴル時代の施策にしばしばみられる特徴である。特に区田農法については、奉聖州での成功例を図解

した形で各官庁に配布している点が注目される。区田農法を図化したものについては、前述の F116:W534 解説を参照。第一の水路の整備は、腹裏の陸田の排水を解決するためのものであった。第二の区田もやはり「腹裏諸處按此推行」という記述があり、腹裏を対象とする。第三の陂塘（ため池）修築は江南地区を対象とするものである。すなわち、第一、第二の条画が腹裏すなわち華北・モンゴリア南部を対象とし（ただし陝西や甘肅など、乾地農業が行われる土地も含まれると思われる）、第三の条画が江南を対象とするのである。カラホトで発見された本文書より、全国へ向けて一律にこの三つの条画を記した文書が送られたことが分かる。末尾は F116:W296 につながるものと考えられる。苗好謙が献言を行った泰定三年は、泰定帝イエスン・テムルの治世であるが、おりしも大元ウルス全土にわたって長い異常気象に襲われ、大飢饉に見舞われた時期である。この献言がそうした危機的な状況に対応したものであることに注意を要する（これらの点については本書井黒論文1。「区田法について」参照。また詳細は井黒氏の近刊論文を参照されたい）。この文書の文書構成は、註(1)に述べたとおりで、F116:W296 に「肅政廉訪司牒該」とあるので、河西隴北道肅政廉訪司から送られてきた「牒」文書そのものではなくて、その節略であると考えられる。

6、F116:W108

（竹紙、残、行書、142×565mm）

■農政急務事理

■年已經行下各

處?*官?*司?*■務要依

上*施*行*(1)■准牒司(2)

■今於別

■可見。差書吏丘文(3)

■前去?*各處(4)、體覆農(5)

事?*■除外、今開坐前

去*■就委在役(6)前去、

■仰?*所?*在?*官司依已行事理施

行*(7)。■繳連呈司(8)。須至

牒?*者?*(9)。■

■肅*政廉訪司照得

農政は急務のことであり、……近年すでに各地の役所に文書を下し、……以上の通り実施するよう求めたい。……司へ牒を送り、……今別の……みるべきである。(河西隴北道肅政廉訪司) 書吏の丘文□を遣わして……各地へ行き、農業の実情を実地見聞して見きわめ、……は当然のこととして、今列挙し、……すなわち官庁の役務に従事しているものにまかせて行かせ、……当地の役所に命じて、すでに文書を下した事理によって施行せよ。……添付して肅政廉訪司に呈文を送る。牒を送るべきものである。……肅政廉訪司が調べたところ、……

(1)務要依上施行：

原文「務要依」に「上施行」を補った。「以上のとおり実施されたい」という意味の文書用語。

(2)准牒司：

「牒司」は路総管府より肅政廉訪司へ牒呈文書を送ることを意味すると考えられる。「准」がその前に来るとするのは座りが悪く、転写ミスの可能性もある。

(3)差書吏丘文：

書吏は文書をつかさどる吏人で、肅政廉訪司に置かれるものをいう。路総管府の場合は、司吏という。すなわち、この「書吏丘文□」が甘州の河西隴右道肅政廉訪司より亦集乃路総管府へ派遣されてきたものと考えられる。

(4)前去各處：

原文は「前見」に作り、意味が通らない。「見」を「去」に改めた。

(5)體覆：

実地見聞を行い、虚実を見極めること。

(6)在役：

「在役」は普通官庁の役務に従事していることを言う。官に関しては用いないので、恐らく吏人であろう。

(7)仰所在官司依已行事理施行：

以前に下された文書の内容に従って実施せよ、という意味の文書文言。「仰所在」という各地の官庁に指示が行われる言葉を補った。

(8)繳連呈司：

関連の書類を袋などに入れて封をし添付したうえで、肅政廉訪司へ呈文（路総管府から肅政廉訪司へ送られる文書は牒呈）を送れ、という命令文言。司は肅政廉訪司を指すと考えられる。命令の対象は路総管府であろう。

(9)須至牒者：

文書の結び文言で、この後に文書の名前が来る。この文書が肅政廉訪司から亦集乃路総管府へ送られたものだとするならば、この後には「牒者」が来るはずである。

文書は断片で、欠落部分が多いため、内容はよく分からないが、河西隴北道肅政廉訪司より亦集乃路総管府へ送られた「牒」文書が別の文書中に引用されているものようである（最後の行に「肅政廉訪司」という官庁名が出てくることから、本文書が肅政廉訪司で作成されたものではないことが判明する）。農政にかかわる文書であること、肅政廉訪司が関わっていることは確かである。6行目から7行目にかけての「書吏の丘文□を遣わして……各地へ行き、農業の実情を実地見聞して見きわめ、」という記述が注意を要する。肅政廉訪司の吏人である書吏が管轄地域の現場に遣わされて、各地の実地見聞を行っていたことが判明する。これについては、『元典章』などに収められる文書などにもみえている。

7、F116:W296

（前半は宣紙、宣紙の末尾に木彫のパスパ字あり、後半は切って竹紙を貼り付けているが、いずれも残片である。漢文行草書、145×720mm）

■之良法也(1)

※

■肅政廉訪司牒該

■事。承此。合具呈者(2)。

右*謹*具*

呈*

□*□*□*年*□*月* 吏*□*□*□*呈*

□*□*日*

……の良法である。

肅政廉訪司の牒のあらまし。～の事の為にす。承此。まさに呈をそなえるべきものである。

(1)之良法也：

すでに紹介した F116:W528 文書の最後の行が「修者令百姓從便創建務盡水利以溉傍田實富民之良法也」と復原でき、出土場所も同じであることから、本文書のこの行が F116:W528 文書の末尾にあたり、断裂したものであると断定してほぼさしつかえなからう。

(2)肅政廉訪司牒該……事。承此。合具呈者：

「肅政廉訪司牒該」より、F116:W528 文書と本文書前半までが甘州に置かれた河西隴右道肅政廉訪司より亦集乃路総管府に送られた「牒」文書であることが判明する。「……事」という部分については前に「為」がついて、「為……事」（～の事の為にす）という形をとっているはずである。これは文書の内容を簡潔に示す表題である。『黒城出土文書』中には多くの事例があり、例えば F116:W616（『黒城出土文書』錢糧類、p.117）は次のようにある。

□呈

六月初五日承奉

甘肅等處行中書省劄付為大德十一

年稅糧事承此本房合行具呈者

右謹具

■

至大元年六月 吏趙震呈

※ ※

初七日△

「為大德十一年稅糧事」が文書の内容を簡潔に示すものである。「合具呈者」は呈文書の結び文言であるが、F116:W616 にみられるごとく、普通「合行具呈者」と記される場合が多く、「行」の字が転写の際に抜け落ちている可能性もある。本文書末尾の「右謹具」以下の復原は F116:W616 に従った。すなわちこの末尾部分は肅政廉訪司からの「牒」文書を受理した亦集乃路総管府の司吏が総管府司宛てに送った「呈」文書であると考えられる。つまり、路総管府役所内で移動する文書であろう。本文書が農桑関連のものであることから、司吏は戸房の司吏であったろう。

F116:528 の註(32)および本文書註(1)ですでに述べたように、一行目に「之良法也」と記されているが、これは、前掲の F116:W528 と同じ文書である『救荒活民類要』に収められる泰定三年の日付を持つ文書の最終行の部分（明刊本五十九葉裏）に「實富民之良法也」とある記述と一致する（F116:W528 録文ではここまで復原しておいた）。また、『黒城出土文書』によると、本文書の前半部分は宣紙であり、サイズは縦が 145mm とあり、紙質・紙の縦の長さがいずれも F116:W528 と一致する。それゆえ、本文書は、F116:W528 の末尾が断裂したものであると断定してさしつかえない。

もう一点注意すべきなのは、F116:528 と本文書の前半部分のパスパ字の部分までが宣紙であり、「……肅政廉訪司」以下の部分が竹紙と紙質が異なり、宣紙の末尾に貼り付けられ

ていることである。宣紙の部分は、F116:528 の分析からも河西隴北道肅政廉訪司より亦集乃路総管府に宛てて発給された「牒」を抄録したものと考えられる。いっぽう本文書末尾の竹紙の部分は、総管府の戸房の吏より総管府司に送られた文書「呈」なのである。つまり、路総管府では受け取った文書を種類別にいったん各房（亦集乃路総管府の房については、本稿 p.57、F116:W300 註(10)参照）に配布し、そこで文書がどこから来たものか、どのような内容を持つものか標記したうえで、総管府司に送られて、そのうえで総管府の官によって文書案件の処理が行われたと考えられる。今までほとんど分かっていないこれら総管府における具体的な文書行政のしくみについては、今後カラホト文書解読の続稿において取りあげ、詳しく論じたいと考えている。

8、F116:W46

（宣紙、残片、行書）

①（127×103mm）

■肅*政*廉*訪*司官

奏*過*事*内一件(1)、淮東廉訪司(2)

又創裁了桑□□

爲頭俺■

②（151×83mm）

奏*過*事内一件、農桑輯要言(3)

各*道*廉*訪*司*路*府*州*県*多行文書來(4)。提調農桑*(5)■

經*歴*苗*好*謙*兩淮做僉事(6)

③（129×113mm）

腹裏・江南各道官■

呵、百姓根底有益的、■呵*、

怎*生。奏呵、奉

聖*旨*、那*般*者*。欽*此*。■麼*道

■見行各處■

④（140×82mm）

■奏*過*事*内一件節該、在前種

■哈麻那底每勾當不行

■呵*、怎生。奏呵、是好勾當〔有〕。■

⑤ (130×123mm)

■聖*旨*了者。麼道、

至元廿九年閏六月(7)、領■

各道肅政廉訪司處■

奉?、欽此。至大三年二月(8)■

⑥ (128×78mm)

■與一個毛子做的■

■官農桑的衙門都■

■此延祐五年三月內大■

⑦ (139×89mm)

■親民官時加點檢勸諭(課)■

■若有虛冒、嚴加究治■(9)

至*大*四*年*三*月*欽*奉*詔*書*內*一*款*節*該、農桑衣食之本(10)■

⑧ (143×89mm)

生*成*畦*桑*、亦*不*依*法*播*種*·耨耘·澆灌·圍護·栽■

提*調*之*司*不*為*整*治*、親*臨*官*司*失於勸諭(課)、以致■

栽*畦*桑*各*處*數*目*、本*司*除外、合下仰照驗、欽依

聖*旨*事*意*……(11)

⑨ (103×132mm)

■照勘、咨請〔照驗施行〕■

■當該遲慢■

■事、已經累■

■依已行、將■

■省施行、須議筭付、■

■大德口年上下■

⑩ (85×61mm)

■他■

勾當、依衆人躬■

至元廿三年二月(12)■

⑪

延祐六年■

定將當該■至*

正式年(13)、農桑■

①

……肅政廉訪司官が上奏したことのうちの一件に、淮東廉訪司は、また新たに桑を植え…
…頭とするわれら……

②

上奏したことのうちの一件に、『農桑輯要』によると……多く文書を下した。農業を管轄し
て、……苗好謙は兩淮において（肅政廉訪司）僉事となって……

③

腹裏・江南の各道の官……すれば、民に対して益があるもの……～すれば、どうか。と奏
したら、奉じた聖旨に、そのようにせよ。欽此。……といて……現に各地に文書を下し
……

④

……上奏したことのうちの一件のあらましに、以前～を植え……哈麻那底らは、ことを行
わず、……～すればどうか、と奏したら、よきことである。……

⑤

……聖旨がなったぞ。といて、至元二十九年閏六月、領……各道肅政廉訪司のところで
……欽此。至大三年二月、……

⑥

……ひとつの毛でつくった……と……官農桑の役所はすべて……これは延祐五年三月のうちに大（司農司？）……

⑦

……親民官は時々点検を行い、農業を奨励して、……もし虚偽があれば、厳しく取り締まりを行い、……のあらましに、農桑は衣食の本であり、……

⑧

畦の桑を育ててはいるものの、それでもなお決まりにしたがって種を播き、草刈りをし、水を注ぎ、囲んで防護せず、……管轄の役所がきちんと治めず、（民に）親しく臨む役所が（農桑の）奨励を失し、そのために……となってしまう(?)。……畦の桑を植える各地の数字・項目は、本役所は当然のこととして、ただちにおおせて検討の上、聖旨の意に欽んで従い……

⑨

……つきあわせて調べ、咨文を送るので検討のうえ施行せられたい。……当該の遅延している……事はすでにしきりに……すでに下した文書の内容に従って、……省が施行し、かならず筋付を下すことを議するべきで……大徳□年上下……

⑩

……彼……こと、多くの人がみずから～するのに従って……至元二十三年二月……

⑪

延祐六年……定めて当該の～を……至正二年、農桑……

(1)肅政廉訪司官奏過事内一件：

「司官」とあること、この文書が農桑関連の案件であること、次行に「淮東廉訪司」がみえていることなどから、「肅政廉訪」と補った。「奏過事内一件」はカアンの御前で口頭にて上奏し、そのうちの一件をいう。口頭で発せられる言葉は恐らくモンゴル語で、それゆえ上奏が文書化されて漢語で記される場合、カアンのジャルリク同様に、モンゴル語直訳体漢文で綴られる。3行目、4行目の「又創裁了桑□□」「爲頭俺」はモンゴル語直訳体

漢文の特徴を示している。

(2) 淮東廉訪司：

淮東廉訪司僉事苗好謙による献策がこの文書に記されていると考えられる。苗好謙が淮東廉訪司僉事となって勸農に活躍したのは延祐三年（1316年）のこと。これについては、本稿前掲 F116:W528 の注(1)参照。ゆえにここに引用される文書も延祐三年ごろのものと考えられる。

(3) 農桑輯要言：

元代に国家によって編纂され、繰り返し出版された最も基本的な農書。前掲 F116:W528 註(26)参照。原文では「農桑輯要言」の後、缺字がないと記されているが、意味が通らない。恐らく「言」の字の後、何らかの破損があると考えられる。

(4) 各道廉訪司路府州県多行文書来：

「各道廉訪司路府州県」は F116:W551 (『黒城出土文書 (漢文文書巻)』P.102、拙稿「元代カラホト文書解説(1)」『オアシス地域研究会報』第一巻第一号) により補った。「来」はモンゴル語直訳体漢文では過去に行われたことを示す。「多く文書を下した」という意味になる。元代、農桑関連の文書が繰り返し下されたことを示す。

(5) 提調農桑：

提調はモンゴル語の動詞 *basa'ala* の漢訳であり、『元朝秘史』の傍訳では「知料」の訳語があてられる。すなわちある仕事を管轄してとり仕切ることを言う。

(6) 経歴苗好謙両淮做僉事：

この部分も F116:W551 により補った。

(7) 至元廿九年閏六月：

『元史』巻一七、世祖本紀一四、至元二十九年（1291年）閏六月（三六四頁）に「是月詔諭廉訪司巡行勸課農桑。」とある記事に対応し、この『元史』本紀記事のより詳細な文書は、『元典章』巻二三（元刊本一四葉表）、戸部九、農桑、水利、提點農桑水利に載せられている。それによれば、至元二十八年（1290年）正月、それまで財務を中心にクビライの信任を得て辣腕をふるったサンガが失脚したことを受けて、二月にサンガー派粛清のために、提刑按察使が肅政廉訪司に改められた（『元史』巻一六、世祖本紀一三、至元二十八年二月丙戌。『元典章』巻六（元刊本五葉裏）臺綱二、体察、改立廉訪司など）のを受けて制度改革が行われた。その一連の動きの中で、肅政廉訪司の官が巡行して農業振興を行い（＝巡行勸農官）、その官の実地調査にもとづき、地方官に農業振興に力を尽くした者がいれば賞し、怠慢な者については罰した。これは、提刑按察司のころの職務を再確認する内容であった。

(8)至大三年二月：

武宗カイシャンの治世の至大三年(1310年)に中央政府より全国に向けて発せられた八箇条からなる条画を含む文書を指す(『元典章』卷二三(元刊本十葉表)戸部九、農桑、勸課、農桑所収)。この文書の中でも、肅政廉訪司による実地調査による農業に対する監察が規定されている。

(9)親民官時加點檢勸諭(課)……若有虚冒、嚴加究治：

前註『元典章』卷二三(元刊本十葉表)戸部九、農桑、勸課、農桑にみえる至大三年(1310年)二月の最後から二つ目の条画に一致する。その条画を引用する。

農民栽植桑棗、今行已久、而有司勸課不至、曠野尚多。是知年例考較、總爲虚數。自今除已栽樹株、以各家空闲地土、十分爲率、於二分地内、每丁歲栽桑棗二十株。其地不宜桑棗、各隨風土所宜、願栽榆柳雜果、若多栽者聽。皆以生成爲數。若有死損、驗數補栽。本年已栽桑果等樹、次年不得朦朧抵數重報。親民官時加點檢勸課、依期造册、申覆本管路府、體覆是實、保結牒呈廉訪司通行體究。若有虚冒、嚴加究治。年終比附殿最、類申大司農司、以憑黜陟。

農民に桑や棗などの樹木を植えることを義務づける命令である。

(10)至大四年三月欽奉詔書内一款節該、農桑衣食之本：

「農桑衣食之本」なる表現は、『通制条格』卷一六、田令、司農條例の至大四年(1311年)三月の詔書(仁宗アユルバルワダ即位詔)に付せられた条画にみえる。その条画を引用しておく。

至大四年三月、欽奉詔書内一款節該、農桑衣食之本。仰提調官司申明累降條畫、諄切勸課、務要田疇開闢、桑果増盛、乃爲實效。諸官豪勢要・經過軍馬及昔寶赤・探馬赤喂養馬駝人等、索取飲食草料、縱放頭疋、食踐田禾桑果者、所在官司斷罪賠償。仍仰監察御史、肅政廉訪司常切糾察、考其殿最、以憑黜陟。

内容は至大三年二月の条画の一条目にほぼ等しい。有力者(モンゴル王侯・貴族など)や軍隊、狩猟を行う鷹匠(シバウチ昔寶赤)、駐屯部隊(タンマチ探馬赤)などが馬や駱駝を放したりして、農地を荒らすことを禁ずる内容を持つ。

(11)生成畦桑、亦不依法播種・耨耘・澆灌・圍護・栽……提調之司不爲整治、親臨官司失於勸課、以致……栽畦桑各処数目、本司除外、合下仰照驗、欽依聖旨事意：

この部分三行は、同じく『黒城出土文書』所収のF116:W551文書(『オアシス地域研究会報』第1巻第1号、2001年、p.46-47)とまったく一致する。対照して互いに字を補うことができる。

(12)至元廿三年二月：

至元二十三年（1286年）二月にはいったん廃止されていた大司農司が復立されており（『元史』卷一四、世祖本紀、至元二十三年二月乙巳）、その関係の文書であろう（『元典章』卷二三、戸部九、農桑、立社、勸農立社事理に至元二十三年六月十二日上奏を引き、大司農司を再び置いたことにふれている。）。

(13)至正貳年：

この十一個の断片が『黒城出土文書』の著録のとおり、ひとつのスクロール文書だとするならば、これは至正二年（1342年）以後につくられた文書ということになる。それまでの先例文書がたくさん引用されているのである。

本文書は、①②⑧が F116:W551 と共通する内容を持つもので、淮東・淮西で肅政廉訪司僉事を歴任した苗好謙が著し国家出版された『栽桑図説』（延祐五年出版）と関わるものと考えられ、桑を植えることについての文書を収める。また⑤には新設の地方監察機構である肅政廉訪司が巡行して農業振興を職務とすることを定めた至元二十九年閏六月の条画が、⑤⑦は農業振興を命ずる至大三年の条画が、⑦の末尾には馬や駱駝などが農地を荒らすことを禁じた至大四年三月の条画が、⑩は大司農司が復活したときの至元二十三年二月の文書が、それぞれ引用されている。そのほか、どのような文書かは特定できないが、延祐五年三月（⑥）、大徳□年（⑨）、延祐六年（⑪）、至正二年（⑫）などの年号もみえている。以上より、本文書は先行する農業関連、とりわけ桑の栽培に関わる文書（いずれも恐らく節略であろう）を集めたものと考えられる。

文書形状復原案 (網掛け部分は破損、字が入っているところは別文献などにより補う。…は文字不明、字数不明の箇所。□は二字不明)

F116:W115

區園地二十畝南北長六十步東西闊四十步
 ……園園一連計二百步打牆一
 堵二步計打二百堵…牆打二十三板約人平
 ……牆五堵二十的打牆一連若
 ……于中心置井一眼栽
 ……無管今具栽桑區種
 園地…墻園四面計二百步每二步栽地桑一窩
 四面栽桑一百窩地中心栽桑行中間留人行
 道子一步南北長六十步每二步栽桑一窩一行合
 栽桑三十窩一行計栽桑六十窩更有隔間
 二道每道東西栽桑一行中間各留人行道子一步
 東西闊四十步每二步栽桑一窩隔間二道通該
 栽桑二百二十窩園地二十畝栽地桑二百八十窩第二
 年打牆栽桑止種區田便得大濟第二年每桑一
 窩……老蠶三五箔第三年每桑一窩
 ……上三年外地熟桑大可
 勝數口之家無貧難旱澇之災子孫爲後業園墻井眼桑地
 三事不可僞廢…示
 澇有七年之旱伊尹教民布種區田人戶不闕
 食但今人不知此法天旱不能布種闕食飢荒無
 可奈何公照到古人區種法度勸諭無力貧民
 布粒功勳機勳一畝之功可敵百畝之收一園
 ……具每地十畝內除栽桑人行道
 子占地二畝外有人畝分作人間每間該地二畝橫一
 十五步長一十六步積算方二百四十步每步該五
 尺每一尺五寸作一區該分二千六百五十區內隔
 ……一區除空行隔區外公種六
 百六十二區古人依此勸農每區決收一斗一畝可收
 六十六石……八畝約收五百石物今人學種
 ……一畝也收二十餘石若種地八
 畝約收百六十餘石……餘在園內栽桑三百窩
 ……上得葉三百餘斤每蠶

箔……十五秤可老蠶二十餘箔
 ……便有十口衣食人事
 所發所不可闕……不唯種穀若別擊劃
 種栽瓜或麻豆用水澆澆更有數倍之利別
 ……計之
 ……度
 ……箔每箔約收保一斤
 ……兩來桑種蠶每
 ……尺計空二十尺每尺
 ……種蠶桑三千窩合
 ……
 ……計收穀二十石
 ……
 ……不盡
 ……繪圖貼說細搜羅
 □識平反落韵歌
 里閩人傳不愛錢
 養性栽桑學種田
 當年大旱種區田
 不求天雨濟飢年
 今日天仙再來傳
 好心不走自安然

